

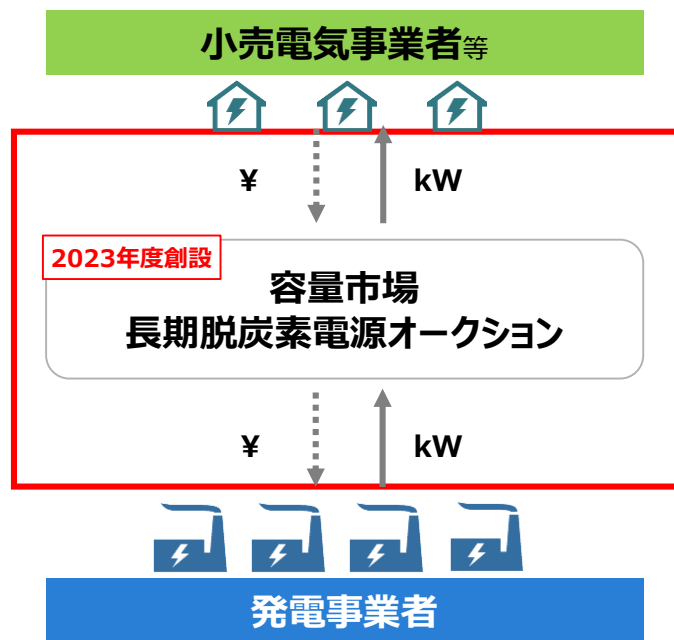
長期脱炭素電源オークションの制度詳細について (応札年度：2023年度)

2023年 9月公表
2023年12月更新
電力広域的運営推進機関

- 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）では、容量市場の一部として新たに長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）を2023年度から実施することといたしました。
- 本資料では、本オークションへ参加を希望する電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等※1が負担する容量拠出金について説明します。※2

本資料での説明内容

【容量市場の取引の流れ】

小売電気事業者等※1への説明事項

- ・ 長期脱炭素電源オークション実施に伴い、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者が負担する容量拠出金等（容量市場に係る容量拠出金の内数）

発電事業者※3への説明事項

- ・ 長期脱炭素電源オークションへ参加を希望する発電事業者に対して求める条件や参加方法、落札決定方法等
- ・ 長期脱炭素電源オークションで落札した場合の容量確保契約金額やリクワイアメント、アセスメント、ペナルティ等

※1：小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者

※2：本資料と長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款との記載が異なっている場合は、長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款を優先します。

※3：電源を自ら維持・運用しようとする者

- 本オークションの実施に向けて、参加可否をご判断いただけるように制度詳細説明を通して募集要綱などの内容をご説明します。実際の手続きについては実務説明等で公表していく予定です。

タイトル	内容	主な対象	スケジュール
制度概要説明	容量市場の一部として開始することとなった、長期脱炭素電源オークションの制度概要について説明を行う	全事業者	2023年6月22日
募集要綱・約款の意見募集	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等の規定について意見募集を行う	発電事業者等	2023年7月5日 ～7月27日
業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約 編 の意見募集	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）の参加登録、応札情報の登録、容量確保契約書の締結方法に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	2023年9月6日 ～9月19日
制度詳細説明	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）の募集要綱に係るオークションへ参加を希望する発電事業者および電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等が負担する容量拠出金について説明を行う	全事業者	2023年9月21日
実務説明	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）の業務マニュアル内容のご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	2023年10月10日
業務マニュアルその他の項目 の意見募集	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）のアセスメント・ペナルティ、容量確保契約金額・容量拠出金等に係るマニュアルについて意見募集を行う	—	以降、都度実施予定

- 制度概要説明会資料・動画は以下のURLをご参照ください。

https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2023/230622_youryou_longax_setsumeikai_annai.html

(参考) 容量市場に関連する文書類

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書 ※4	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け：公表済
		容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024年度向け：公表済
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	応札年度(2023年度)：公表済
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークション 参加登録・応札・契約締結編	・メインオークションの参加登録や応札、容量確保契約書の締結までの手順等について記載	2024～27年度向け：公表済
		実需給前に実施すべき業務 (全般) 編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載	2024年度向け：公表済 2025年度向け：公表済 2026年度向け：今後公表予定
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024年度向け：公表済
		追加オークションの参加登録編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載	
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	意見募集実施済み (2023年9月6日～9月19日)
		長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約締結編	・長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等	
		実需給期間中リクワイアメント/ ペナルティ・容量確保契約金額/ 容量拠出金 編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認、ペナルティ・容量確保契約金額、容量拠出金の確認手続き等について記載	意見募集実施済み (2023年8月10日～9月8日)

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です ※4：関連文書は必要に応じて追加します

■ 本オークションにご参加いただく事業者の皆様は、2023年10月から事業者情報の登録を開始し、2024年1月に応札いただく予定です。

				2023年度						2024年度
				10月	11月	12月	1月	2月	3月	
参加登録	事業者情報	登録受付期間	2023年10月16日～ 2023年10月20日							
		審査期間	2023年10月16日～ 2023年10月26日							
	電源等情報	登録受付期間	2023年10月24日～ 2023年11月8日							
		審査期間	2023年10月24日～ 2023年11月30日							
	期待容量	登録受付期間	2023年12月1日～ 2023年12月12日							
		審査期間	2023年12月1日～ 2023年12月27日							
オークション	応札の受付期間		2024年1月23日～ 2024年1月30日							
	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間		2024年1月31日～ 2024年2月7日							
	約定結果の公表		応札の受付終了から 3カ月後を目途に実施							

※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。
※応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。
※「応札の受付期間」終了から3ヵ月後を目途に約定結果を公表します。
※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。
※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

- 本オークションでは容量市場システムとは別に、本機関が指定する様式を利用させていただく場合がございます。
- メインオークションにおいて事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容を確認の上、必要に応じて修正してください。
- クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。また、IDとパスワードについてもお早目にご確認していただき、不明点があれば本機関までご連絡願います。
- 参加登録期間が短いため、提出書類については早めのご準備をお願いします。

第1章 容量市場の概要

容量市場導入の目的
容量市場の仕組み
容量市場の構成
メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

第2章 募集概要

募集量
オークション参加対象となる事業者
オークション参加対象となる電源
オークション参加対象外となるケース
オークション応札単位
（参考）同時落札条件の詳細（1/2）
（参考）同時落札条件の詳細（2/2）
上限価格
制度適用期間
オークション～制度適用期間の流れ

第3章 参加登録

参加登録の概要
容量市場システムの利用に向けた事前手続き
事業者情報の登録の申込み
電源等情報の登録の申込み

- 基本情報
- 詳細情報（安定電源）
- 詳細情報（変動電源）
- 事業計画書・脱炭素化ロードマップ
- 事業計画書の作成（1/2）
- 事業計画書の作成（2/2）
- 脱炭素化ロードマップの作成

期待容量の登録の申込み

- 期待容量とは
- 期待容量の登録方法
- 期待容量等算定諸元一覧

第4章 応札、落札・約定、契約

応札、落札・約定、契約の概要

応札方法 (1/2)

応札方法 (2/2)

落札電源と約定結果

- 落札電源および約定価格の決定方法
(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (1/3)
(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (2/3)
(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (3/3)
- 約定結果の公表

契約の締結

- 容量確保契約書の締結
- 容量確保契約金額の算定
- 物価変動への対応
- 系統接続費の見積額と精算額の調整
(参考) サプライチェーン、拠点整備支援制度からの支援金額との調整
(参考) 新設・リプレースの追加投資時の調整
(参考) アンモニア・水素混焼設備の専焼化で建て替える場合の調整

契約の変更・解除

- 容量確保契約の変更・解除

第5章 契約の履行

契約の履行の概要

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 (1/2)

(参考) アセスメント対象容量の考え方

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 (2/2)

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目

- ① 供給力提供開始時期の遵守
(参考) メインオークションの供給曲線への影響に係るイメージ
- ② 供給力提供開始期限の遵守
(参考) 電源種ごとの供給力提供開始期限
- ③ 容量停止計画の調整
- ④ 余力活用に関する契約の締結
- ⑤ 供給力の維持
- ⑥ 市場応札
- ⑦ 供給指示への対応
- ⑧ 脱炭素燃料の混焼率
- ⑨ 年間設備利用率
- ⑩ 脱炭素化ロードマップの遵守 (1/2)
- ⑩ 脱炭素化ロードマップの遵守 (2/2)

供給力の提供ができなくなった場合等 (市場退出) の扱い

(参考) 電源等差替

他市場収益の還付 (1/2)

他市場収益の還付 (2/2)

(参考) 他市場収益の還付の算定例

第5章 契約の履行

再エネに対する事業規律の確保
太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立
容量確保契約金額の支払
容量提供事業者への請求・交付
容量市場取引におけるインボイス制度の取扱い
インボイス制度への申請・登録のお願い

第6章. 容量拋出金

容量拋出金の全体像
（参考）小売電気事業者等と容量拋出金の関係
（参考）既存の相対契約について
容量拋出金の算定概要
容量拋出金の請求額の算定方法
（試算例）①エリア別の容量拋出金総額の算定
（試算例）②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
（試算例）③小売電気事業者の負担総額の算定
（試算例）④各小売電気事業者への請求額の算定
（参考）各小売電気事業者への請求額の算定_配分比率計算方法（1/2）
（参考）各小売電気事業者への請求額の算定_配分比率計算方法（2/2）
未回収分の追加請求および還元の取引概要
未回収分の追加請求の配分方法
還元総額の算定概要
還元総額の配分方法
請求・支払フロー
その他の容量拋出金の関連情報
（参考）容量拋出金の端数調整
（参考）対象実需給年度中に新規参入した小売電気事業者の配分比率
（参考）配電事業者の負担額計算方法

第7章. その他

お知らせ
各種資料等参照先
お問い合わせ先

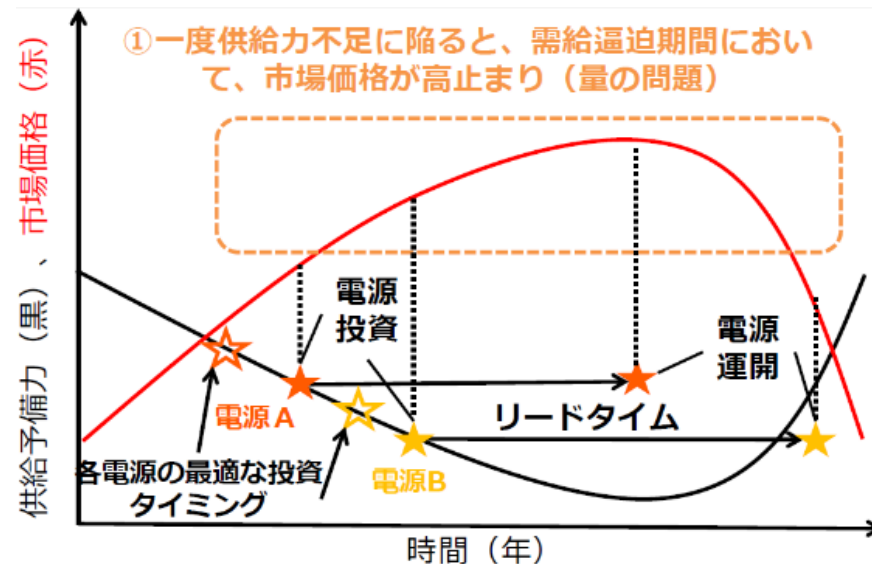
第1章 容量市場の概要

- 容量市場導入の目的
- 容量市場の仕組み
- 容量市場の構成
- メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されます。投資予見性が低下すると、電源の新設・リプレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- そのため、容量市場によって、一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目指します。

【供給予備力および市場価格の推移（イメージ）】

事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合

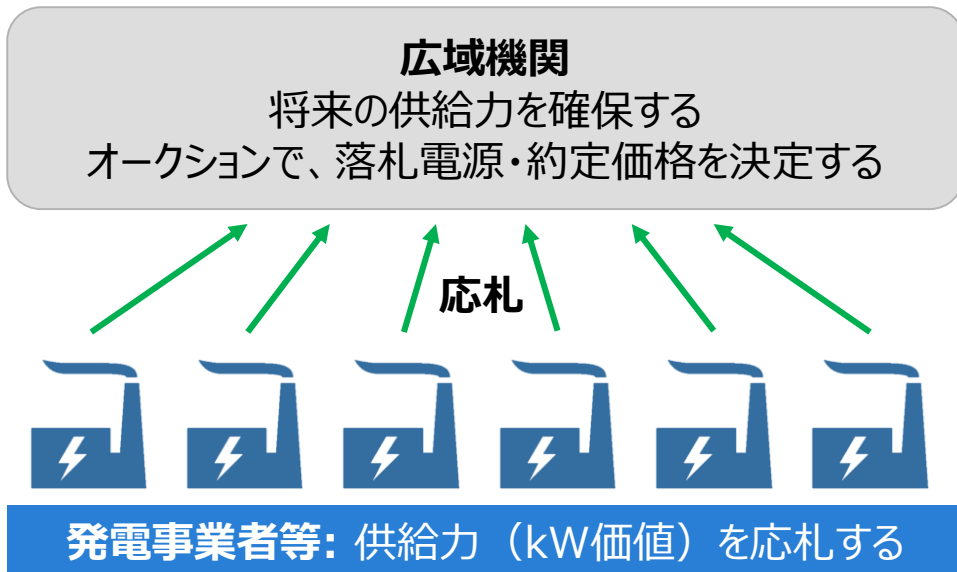


■ 広域機関は、容量市場で全国で必要な将来の供給力を一括して確保します。

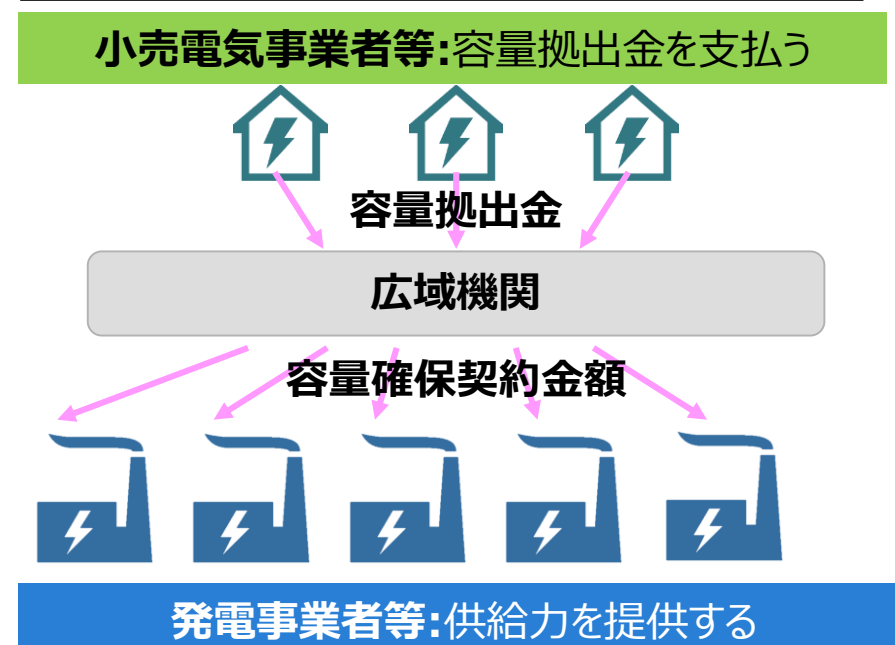
- 広域機関 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、
発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。
- 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- 小売電気事業者等※1 : 容量拠出金を広域機関に支払います。

※1 小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者

オークションの開催



供給力の提供



第1章 容量市場の概要

容量市場の構成

13

- 容量市場は容量オークションと特別オークションで構成されている市場です。
- 2023年度に容量オークションの一部として新たに本オークションが創設されることとなったため、第2章以降で詳細について説明いたします。

市場	市場を構成するオークション		オークション概要
容量市場	容量オークション ※1	メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
		追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力およびその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある <u>調達オークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する <u>リリースオークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集する
		2023年度創設 長期脱炭素電源オークション	脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する
	特別オークション		安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等を実施する

※1：将来の一定期間における需要に対して必要な供給力をオークションで募集する仕組み。

第1章 容量市場の概要

メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

14

- 本オークションは新規電源投資（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するという趣旨から、メインオークションと違いがあります。

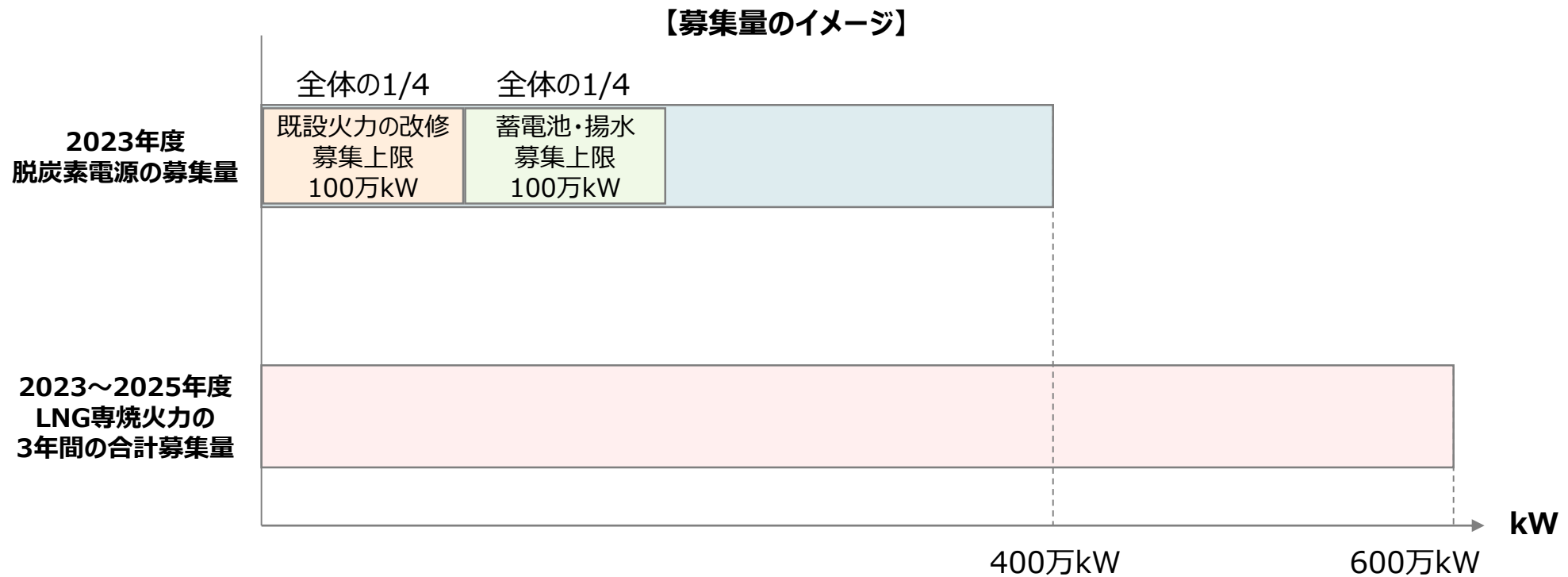
項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
参加登録資格	電気供給事業者であり、自らまたは他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること	国内法人であり、自らが維持・運用する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレースおよび改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資。 ただし、2023～2025年度はLNG専焼火力を含む
対象容量	1,000kW以上（期待容量ベース）	電源種別等に応じ 1～10万kW以上 （送電端設備容量ベース）
オークション方式	シングルプライス方式 ※地域間連系線に制約があり、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理をすることがある	マルチプライス方式
供給力の提供期間	単年度	原則20年 （20年より長期の提供期間を希望することも可能）
リクワイアメント 下線：本オークションのみに係るもの	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力提供開始時期・供給力提供開始期限の遵守 、供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、 脱炭素燃料の混焼率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守
落札事業者の収入	容量確保契約金額	容量確保契約金額 - 事後的な還付額※ ※他市場収益の約9割にあたる金額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格つり上げ	応札価格、他市場収益

第2章 募集概要

- 募集量
- オークション参加対象となる事業者
- オークション参加対象となる電源
- オークション参加対象外となるケース
- オークション応札単位
- 上限価格
- 制度適用期間
- オークション～制度適用期間の流れ

- 本オークション（応札年度：2023年度）における 脱炭素電源の募集量は400万kW※¹になります。脱炭素電源の募集量400万kW※¹のうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は100万kW※¹、蓄電池・揚水式水力は合計で100万kW※¹を募集量の上限とします。
- LNG専焼火力の 新設・リプレースの募集量は2023～2025年度の3年間で600万kW※¹になります。

※1 応札容量ベース



- 本オークションの参加登録申請が可能な事業者は以下の通りです。

【参加登録が可能な事業者】

下記の①および②を満たす者を、参加登録が可能な事業者とみなします。

①

電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする。※1※2

②

国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）※3

※1：なお、参加登録の時点で、発電事業者の届出が完了している必要はありません。落札後に発電事業者の届出を行ってください。

※2：必ずしもその設備を所有することは必要とされおらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任および権限を有していれば該当します。なお、一義的な責任および権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札してください。

※3：落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札してください。

第2章 募集概要

オークション参加対象となる電源

18

- 本オークション参加対象となる電源は、今後の設備投資が必要であり、応札時点で供給力提供開始前の安定電源と変動電源です。
- 募集要綱にて電源種毎に定められた諸条件を満たす電源のみ参加対象となります。
- 本オークションの募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除きます。

対象	電源種別	燃料または 発電方式	専焼/混焼	新設・リプレイス/改修	本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) ※1 (万kW以上)	電源等区分
脱炭素電源	太陽光	—	—	新設・リプレイス	10	変動電源
	風力	陸上風力、洋上風力		新設・リプレイス	10	変動電源
	蓄電池	—	—	新設・リプレイス	1※4	安定電源
	水力	揚水	—			
		一般(貯水式)	—	新設・リプレイス	10	安定電源
		一般(調整式)	—			変動電源
		一般(流込式)	—			
	地熱	—	—	新設・リプレイス	10	安定電源
	原子力	—	—	新設・リプレイス	10	安定電源
	火力※2	水素	専焼	新設・リプレイス/改修	10（新設・リプレイス） 5（改修）	安定電源
			混焼			
		アンモニア	専焼	改修	5	
			混焼			
	バイオマス※3	専焼	新設・リプレイス/改修	10		
LNG専焼火力	火力	LNG火力	専焼	新設・リプレイス	10	安定電源

※1：設備容量（発電端）から、当該電源の所内消費電力および自家消費のために必要な容量、自己託送および特定供給のために必要な容量ならびに特定送配電事業者が利用するために必要な容量等、長期脱炭素電源オークションの要件を満たさない発電容量、FIT・FIPの適用対象となる容量を控除した容量とします。

※2：「CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）付火力」や「アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレイス」、合成メタンを燃料とする発電所は、本制度の対象だが、現時点では応札が想定されないことと、上限価格を設定することが困難であることを踏まえ、本年度のオークションでは対象外とします。

※3：既設火力をバイオマス専焼にするための改修案件（同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術（アンモニア等）による設備容量である場合を含む）は、改修によって新たに増加する脱炭素化kW分を本制度の対象とし、燃料の専焼に至るまでは7割以上の混焼比率が必要です。

※4：1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること

■ 本オークションの参加対象となる電源であっても、以下のケースに該当する電源は参加できません。

- 既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源。電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も参加不可※¹
- FIT、FIP電源※²
- 電源入札で落札した電源※³
- 専ら自家消費にのみ供される電源※⁴
- 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源※⁴
- 専ら特定送配電事業者が利用する電源※⁴
- 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

※¹：2022年11月に実施されたメインオークションで初めて落札した電源は参加可能です。既設の火力電源について脱炭素化のための改修を前提とせずにメインオークション・追加オークションにおいて落札した後に脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含みます）は参加可能です。

※²：FIT・FIP適用対象以外の供給力分については参加可能です。

※³：本機関の業務規程第33条に基づく電源を指します。

※⁴：自家消費、自己託送および特定供給、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能です。

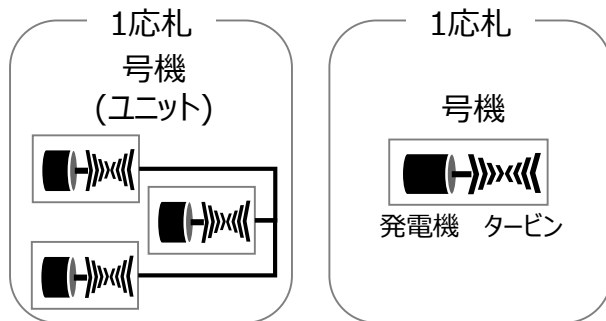
- 応札単位は電源（ユニット、号機）単位となります。※1
- 合理的理由がある場合は例外的に異なる単位での応札が認められます。（但し、異なる場所の電源を1応札単位にまとめることはできません）
 - 複数の電源を集約し計量することが一般的な電源種の場合（例：太陽光発電、風力発電など）
 - その他、合理的理由が認められると本機関が判断した場合

【応札単位のイメージ】

基本的な応札単位

電源（ユニット、号機）単位での応札
（プラントに単独の電源しかない場合はプラント単位となる）

ユニット、号機ごと

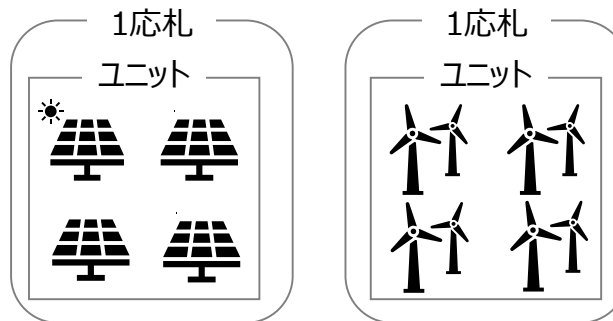


例外的に認められる応札単位の例

複数の発電機を集約し計量することが
一般的な電源種の応札

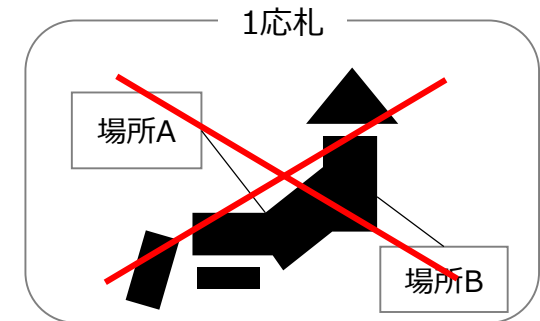
太陽光発電

風力発電



認められない応札単位

異なる場所同士を1単位として応札

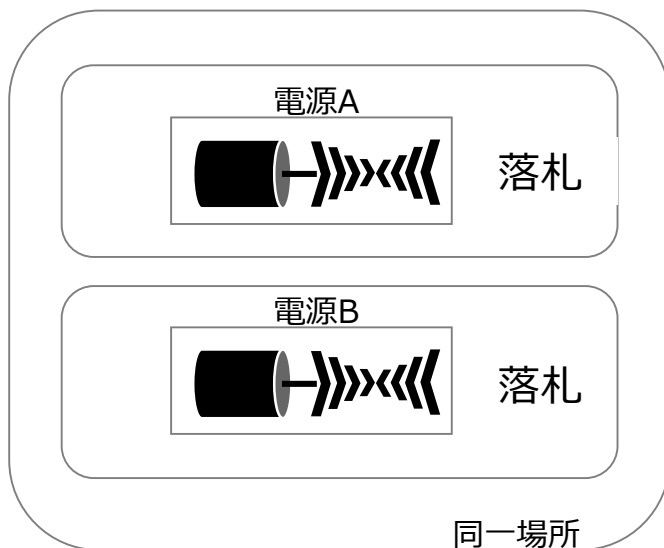


※1：落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、電源単位毎に特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。ただし、一般送配電事業者によって特定計量器が既に電源毎に設置されている場合など、特定計量器の設置を行わずとも落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合は、別途特定計量器を設置する必要はありません。

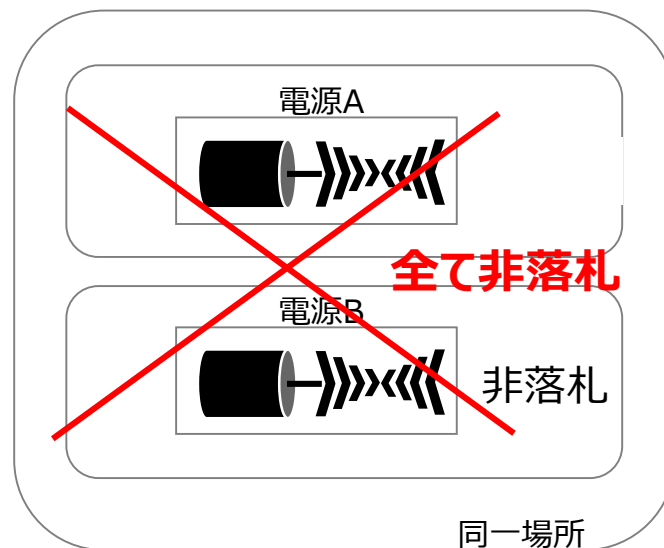
- 複数電源が共有設備を有する場合において、特定の電源が非落札となった場合は、共有設備の費用が賄えないことから、同時落札条件を付与することが可能です。
- 同時落札条件とは、同一場所、もしくは主要な共用設備（燃料基地に限定）を持った異なる場所の複数電源（ユニット、号機）に対し、電源毎に応札したものの特定の電源が非落札となった場合に、残りの電源も自動的に非落札とする条件です。

【同時落札条件のイメージ】

同時落札条件を付けた全ての電源が
落札した場合は落札



同時落札条件を付けた特定の電源が
非落札の場合は全ての電源が非落札



第2章 募集概要

(参考) 同時落札条件の詳細 (2/2)

22

- 以下の組合せの場合、他電源との同時落札条件を付与し、その合計の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）をもって、電源種毎の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の電源等要件を満たすことが可能です。

凡例
○ : 同時落札条件を付与し合算が可能
× : 同時落札条件を付与し合算が不可能

			同時落札条件付き電源B						
			脱炭素電源				LNG専焼火力		
			安定電源			変動電源	安定電源		
凡例 ○：同時落札条件を付与し合算が可能 ×：同時落札条件を付与し合算が不可能			A(新設orリプレイス) a.水力電源(調整or貯水式) b.火力電源 c.原子力電源 d.地熱電源 e.バイオマス電源	B.既設の火力電源のバイオマス専焼への改修	C.既設の火力電源のアンモニアまたは水素混焼への改修	D.(新設orリプレイス) ・水力(揚水) ・蓄電池	以下の新設orリプレイス a.水力電源(流込) b.太陽光発電 c.陸上風力発電 d.洋上風力発電	以下の新設orリプレイス ・LNGのみを燃料とする火力電源	
同時落札条件付き電源A	脱炭素電源	安定電源	A(新設orリプレイス) a.水力電源(調整or貯水) b.火力電源 c.原子力電源 d.地熱電源 e.バイオマス電源	○	○	○	×	○	×
			B.既設の火力電源のバイオマス専焼への改修	○	○	○	×	○	×
			C.既設の火力電源のアンモニアまたは水素混焼への改修	○	○	○	×	○	
			D.(新設orリプレイス) ・水力(揚水) ・蓄電池	×	×	×	×	×	×
		変動電源	以下の新設orリプレイス a.水力電源(流込) b.太陽光発電 c.陸上風力発電 d.洋上風力発電	○	○	○	×	○	×
	LNG専焼火力	電源安定	以下の新設orリプレイス ・LNGのみを燃料とする火力電源	×	×	×	×	×	○

※ : 同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）に限ります。
 ※ : 各電源の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は1万kWに達する必要があります。
 ※ : 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）についてはP38でご説明します。

- 本オークションの応札価格には上限価格が設定されており、電源種毎に、新設・リプレイス・改修の区分により上限価格が異なります。上限価格以下での応札が必要となります。

【新設・リプレイス】

電源種	新設の上限価格(円/kW/年)	リプレイスの上限価格(円/kW/年)
太陽光	100,000	
風力	100,000	
水力（貯水式・調整式・流入式）	72,916	37,319
揚水	100,000	55,308～74,690※1
蓄電池	55,308～74,690※1	
地熱	100,000	全設備更新型：97,104 地下設備流用型：58,262
バイオマス	100,000	
原子力	100,000	
火力（水素 10%以上混焼、水素専焼）	48,662	
LNG専焼火力	36,945	

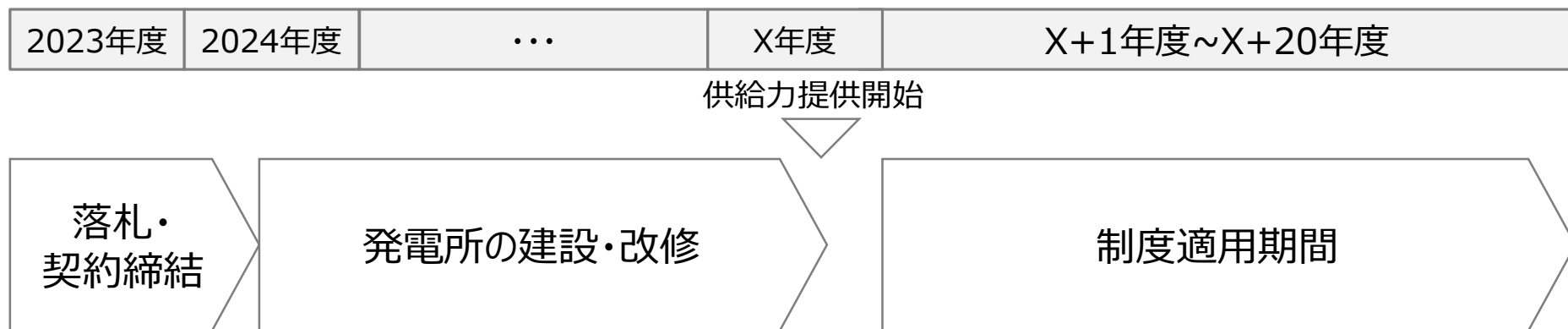
【既設火力の改修】

電源種	上限価格(円/kW/年)
水素10%以上の混焼にするための改修	100,000
アンモニア20%以上の混焼にするための改修	74,446
バイオマス専焼にするための改修	81,637

※1：電源が設置されたエリアによって、以下のとおり異なります。（揚水・蓄電池共通）北海道：57,598円/kW/年、東北：55,308円/kW/年、東京：74,690円/kW/年、中部：59,738円/kW/年、北陸：56,101円/kW/年、関西：60,761円/kW/年、中国：56,477円 /kW/年、四国：55,826円/kW/年、九州：60,595円/kW/年

- 制度適用期間は本オークションで落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。
- 制度適用期間は全電源共通で20年を原則としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。また、制度適用期間の開始は2027年度以降となります。

【制度適用期間の開始・終了タイミングの例】



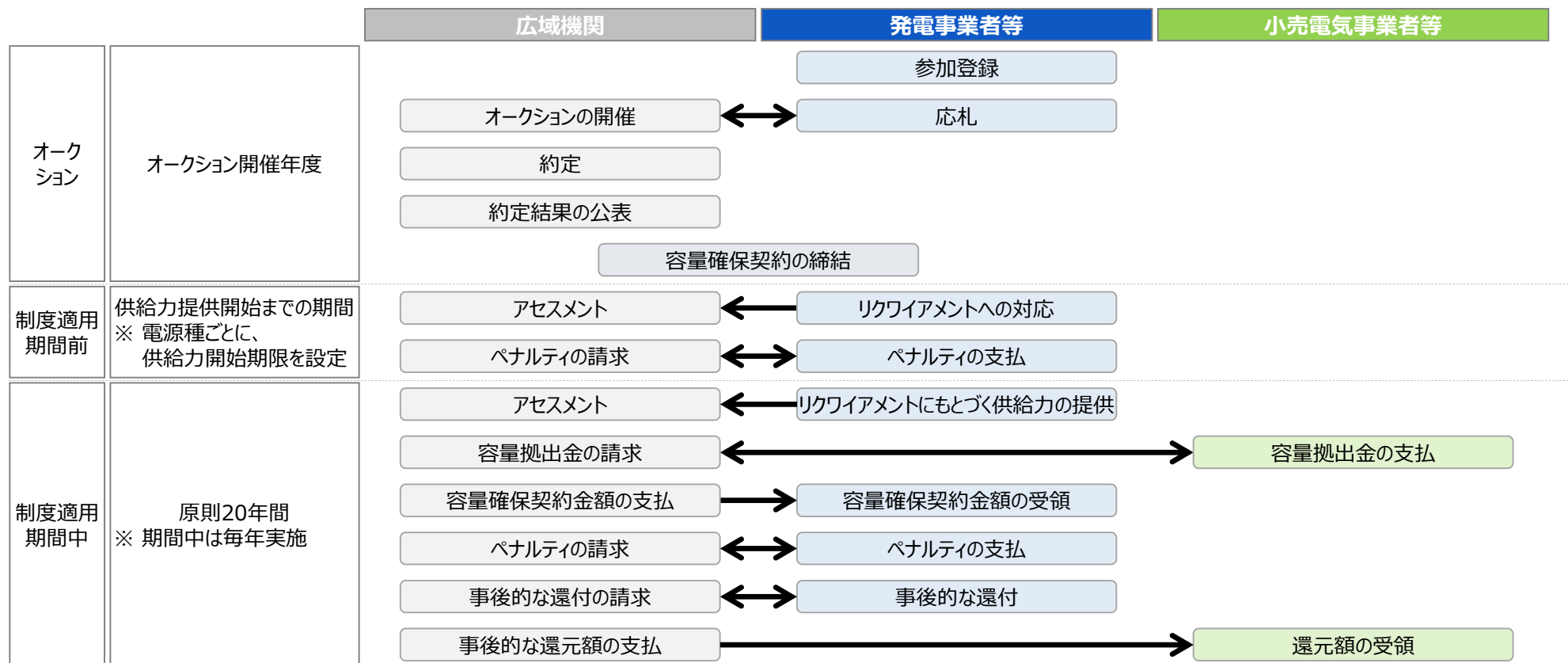
仮に2027年度※1に供給力提供を開始する場合、2028年度より制度適用期間が開始されます

※1：各年の4月1日から翌年の3月31日までが1年度となります。例えば、2023年度は2023年4月1日から2024年3月31日までとなります。

第2章 募集概要 オークション～制度適用期間の流れ

25

- 本オークションで落札した、発電事業者等は容量確保契約を締結のうえ、制度適用期間前および期間中に、必要なリクワイアメントへの対応を行い、供給力を提供することで、リクワイアメントの達成/未達成状況に応じた容量確保契約金額の受領またはペナルティの支払を行います。
- 小売電気事業者等は、容量確保契約金額の原資である容量拠出金を支払います。



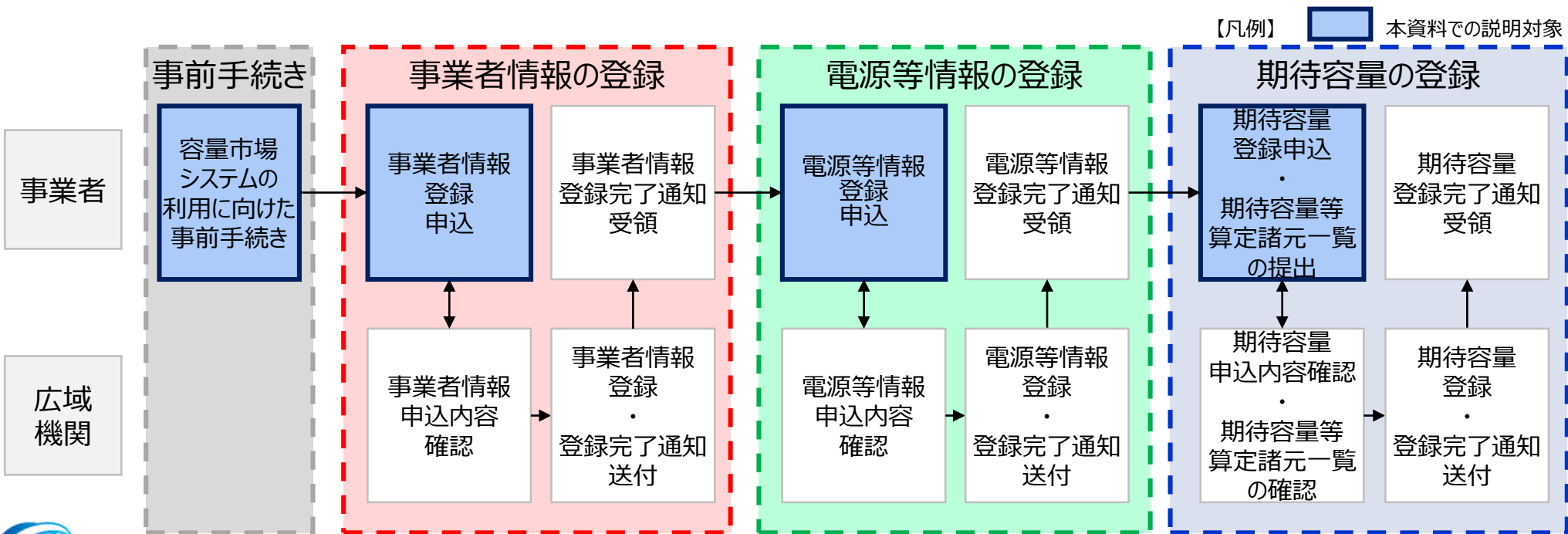
第3章 参加登録

- 参加登録の概要
- 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- 事業者情報の登録の申込み
- 電源等情報の登録の申込み
- 期待容量の登録の申込み

第3章 参加登録

参加登録の概要

- 本オークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要手続きは、「事前手続き」、「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」の4つとなります。
- 「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」が完了する毎に、参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。
 - 不備がある場合はその旨を通知しますので、登録の再申込みを行ってください。各受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。



第3章 参加登録

容量市場システムの利用に向けた事前手続き

- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
 - 事業者コード
 - クライアント証明書
- 既に容量オークションに参加し取得済みの場合はそのままご利用いただけます。
- 未取得の場合、あるいはクライアント証明書が期限切れの場合、取得手続きが必要です。
- 申込みが集中した場合、取得には最大 3 週間程度の時間を要する可能性がありますので、早めの事前手続きをお願いいたします。
- 詳細については、当機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照願います。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html

クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。

- クライアント証明書については以下をご参照ください

■ クライアント証明書の認証局

https://www.occto.or.jp/occtosystem2/client_shoumeisho.html

第3章 参加登録 事業者情報の登録の申込み

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行っていただきます。
- 既に容量オークションで事業者情報を登録しオークションに参加済みの事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ、登録が完了した旨と容量市場システムへのログイン情報を通知します。

事業者情報の登録項目および提出書類

登録項目	提出書類
● 事業者コード ● 参加登録申請者名※1 ● 所在地 ● 銀行口座 ● 担当者名 ● 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) ● クライアント証明書のシリアルNo. ● クライアント証明書のIDおよびその有効期限	● 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書 (長期脱炭素電源オークション募集要綱 様式 1 参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録してください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。)

※1：参加登録申請者名は、法人としての正式名称又はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録してください

第3章 参加登録 電源等情報の登録の申込み

30

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行って頂きます。
- 電源等情報は、制度適用期間に想定される情報を登録してください。
- 登録項目は、基本情報・詳細情報共に、電源毎に登録していただきます。 ※1
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

※1：同一電源の参加登録の重複は認められません。

申込み手続き		内容
電源等情報の登録	基本情報の登録	- 容量を提供する電源等の区分や、制度適用期間など、電源の基本的な情報を登録します。 - 項目は、全電源種共通です。
	詳細情報の登録	- 号機の名称や設備容量など、電源の詳細な情報を登録します。 - 項目は、電源種によって異なります。
事業計画書の提出		事業者の事業実施能力が十分かを確認する情報を提出いただきます。
脱炭素化ロードマップの提出		火力発電の脱炭素化への道筋を確認するための情報を提出いただきます。

第3章 参加登録

電源等情報の登録の申込み ― 基本情報

31

- 電源等情報に係る、基本情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
 - 基本情報の登録項目、提出書類は、安定電源・変動電源共通です。
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
基本情報	容量オークション区分	-
	容量を提供する電源等の区分	-
	制度適用開始年度	-
	制度適用期間	-
	事業者コード	-
	電源等の名称	-
	受電地点特定番号	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	-
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

第3章 参加登録 電源等情報の登録の申込み — 詳細情報（安定電源）

32

- 安定電源の詳細情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
全電源種共通	号機単位の名称	-
	号機単位の所有者	-
	電源種別の区分	-
	発電方式の区分	-
	新設/リプレイス/既設改修の区分	-
	設備容量（送電端）	接続検討回答書※3
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※4	-
	自家消費に供出する設備容量	各種証憑書類
	自己託送に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定供給に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定送配電事業者に供出する設備容量	各種証憑書類
	供給力提供開始時期	-
	調整機能※5の有無	-
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	-
	FIT/FIP認定ID	-
	特定契約の終了年月	-
	相対契約上の計画変更締切時間	-
	発電BGコード	-
	電源の起動時間	-

	登録項目	提出書類
全電源種共通	環境アセスメント完了年度(見込みを含む)	-
	同時落札条件の対象有無	-
	同時落札条件の対象となる電源等の名称および事業者コード	-
水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス（既設改修に限る。）に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	脱炭素化ロードマップ（様式3）
水素・アンモニア混焼火力に限った登録項目	サプライチェーン支援制度適用の希望の有無	-
	拠点整備支援制度適用の希望の有無	-
LNG専焼火力に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	脱炭素化ロードマップ（様式3）

- ※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。
- ※2：今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。
- ※3：電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とします。ただし、2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。
- ※4：既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量部分の数値を記載してください。設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量（既設火力の改修の場合は、これら容量の新たに生じる脱炭素化された容量割合分）、FIT・FIPの適用対象となる容量を除いた数値を記載してください。
- ※5：需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は調整機能「有」で登録する必要があります。なお、火力（既設火力の改修を除く）、揚水式水力、蓄電池については、調整機能「有」で登録する必要があります。

第3章 参加登録 電源等情報の登録の申込み — 詳細情報（変動電源）

33

- 変動電源の詳細情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
全電源種 共通	号機単位の名称	-
	号機単位の所有者	-
	電源種別の区分	-
	発電方式の区分	-
	新設/リプレイス/既設改修の区分	-
	設備容量（送電端）	接続検討回答書※3
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※4	-
	自家消費に供出する設備容量	各種証憑書類
	自己託送に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定供給に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定送配電事業者に供出する設備容量	各種証憑書類
	供給力提供開始時期	-

	登録項目	提出書類
全電源種 共通	FIT/FIP認定ID	-
	特定契約の終了年月	-
	相対契約上の計画変更締切時間	-
	発電BGコード	-
	電源の起動時間	-
	環境アセスメント完了年度(見込みを含む)	-
	同時落札条件の対象有無	-
	同時落札条件の対象となる電源等の名称 および事業者コード	-

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とします。ただし、2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。

※4：設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量、FIT・FIPの適用対象となる容量を除いた数値を記載してください。

- 本オークションでは、電源等情報の一部として事業計画書と脱炭素化ロードマップを提出いただきます。
- 事業計画書は全電源共通で提出してください。
- 脱炭素化ロードマップは、水素専焼火力（グレー水素に限る）、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス（既設改修に限る）、LNG専焼火力の電源を応札する場合のみ、必要です。

文書	目的	対象電源種	作成・提出方法
事業計画書	事業者が本オークションを通じて電源への新規投資により供給力を提供するにあたり、事業者の事業実施能力が十分かを確認すること	全電源種	① 当機関HP※より、様式をダウンロード ② 必要事項を記入 ③ 必要な添付書類を用意 ④ 容量市場システムにアップロード
脱炭素化ロードマップ	火力発電の脱炭素化への道筋を確認すること	水素専焼火力（グレー水素に限る） 水素混焼火力 アンモニア混焼火力（既設改修に限る） バイオマス専焼火力（既設改修に限る） LNG専焼火力	① 当機関HP※より、様式をダウンロード ② 必要事項を記入 ③ 容量市場システムにアップロード

※ : https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem_sankatouroku/2023_long.html

- 事業計画書は本オークション募集要綱「（様式2）事業計画書」のフォーマットに沿って、電源毎に必要な項目を作成してください。
- 必要となる添付書類は事業者及び電源によって異なりますので、該当する添付書類をご確認ください。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な書類

対象者	種類提出が必要な事業計画書の入力項目	提出書類
全応札事業者	発電設備の出力	接続検討回答書
	系統接続に係る事項	
	事業実施計画	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類
発電設備の所有者と異なる応札事業者	発電設備の所有者	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図
国内の森林に係る木質バイオマスを使用するバイオマス電源の応札事業者	事業実施計画	燃料の安定調達を確認できる書類
輸入木質バイオマス燃料を使用するバイオマス電源の応札事業者		「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
		燃料の安定調達を確認できる書類
		「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
		「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性に関する書類

- 事業計画書は本オークション募集要綱「(様式2) 事業計画書」のフォーマットに沿って、電源毎に必要な項目を作成してください。
- 必要となる添付書類は事業者及び電源によって異なりますので、該当する添付書類をご確認ください。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な書類

対象者	種類提出が必要な事業計画書の入力項目	提出書類
プロジェクトファイナンス利用の応札事業者	資金調達計画	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類
プロジェクトファイナンス以外の応札事業者		金融機関の関心表明書又はコミットメントレター
		事業者名義の誓約書(資金調達に係る)
補助金を受領する応札事業者	補助金の受領額	補助金の受領及びその額を証する書類

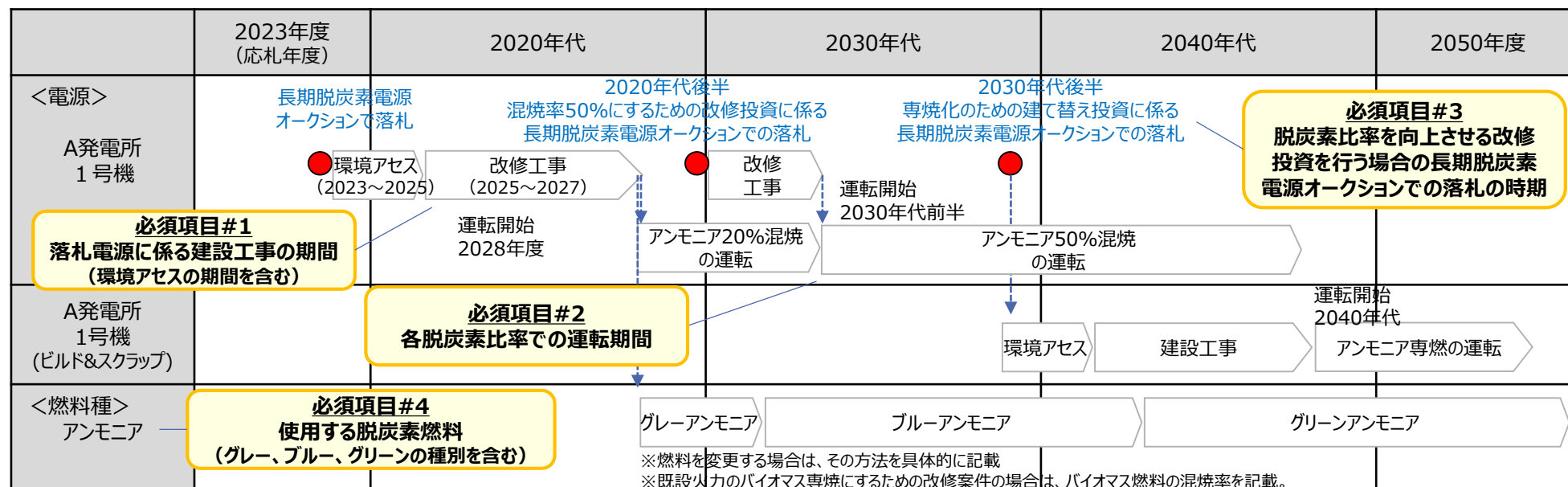
- 「（様式3）脱炭素化ロードマップ」のフォーマットに沿って、脱炭素化までのロードマップを、電源毎に作成してください。
- 提出対象となる電源種は、水素専焼火力（グレー水素に限る）、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス（既設改修に限る）、LNG専焼火力の電源を応札する場合のみです。

記入例

以下記入例を参考に作成してください。また、2050年度に電源と燃料種ともに専燃化を完了させることが可能なロードマップを設定し、特に必須項目として記載する必要がある部分は必ず記載してください。

●●発電所 ●号機の脱炭素化ロードマップ

2023年●月
●●株式会社



<前提条件>

- ✓長期脱炭素電源オークションでの落札や、燃料費回収のための制度の適用を通じた、適切な投資回収の確保
- ✓脱炭素化のための技術開発の実現及び実証試験の成功

必須項目#5
 前提条件

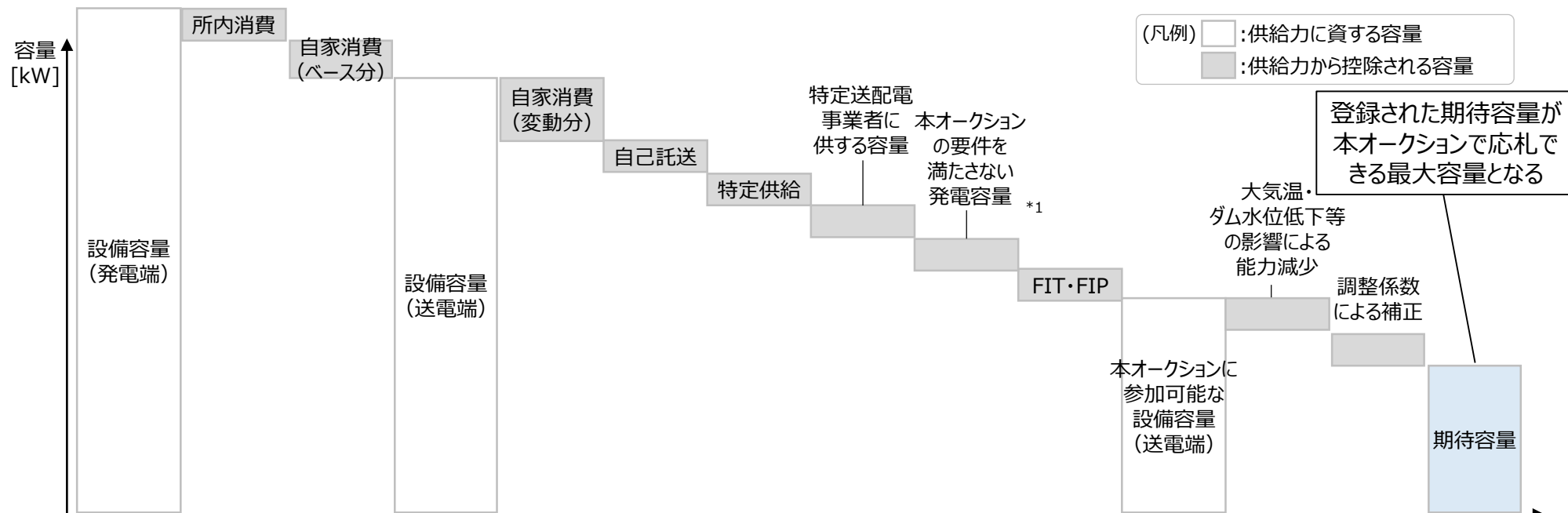
第3章 参加登録

期待容量の登録の申込み — 期待容量とは

38

- 期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる容量」を指し、kW単位で登録します。
- 登録いただいた期待容量は、制度適用期間（原則20年）の全年度共通の期待容量として取り扱います。
- 期待容量は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」（以下「供計ガイドライン」）に基づき、算定されます。ただし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量などは除いたうえで、公表された調整係数を乗じて算出します。（算定方法は次頁にて解説）

期待容量の考え方



*1 : 本オークションの要件を満たさない発電容量のうち、自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量は、この段階では控除済のため、残りの容量を控除します。例えば、既設火力の化石燃料による供給力部分が該当します。

詳細は、第77回制度検討作業部会P13をご参照

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/077_03_01.pdf

第3章 参加登録

期待容量の登録の申込み — 期待容量の登録方法

39

- 「期待容量等算定諸元一覧」（以下「算定諸元一覧」）を用いて、期待容量を算出してください。
 - 算定諸元一覧で算出された数値を、期待容量を容量市場システムに登録してください
 - 1電源単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します。
- 算定諸元一覧は当機関HP※より、登録する電源に応じた様式を入手し、入力してください
 - 入力後の算定諸元一覧は、期待容量登録時に提出してください。
- 調整係数は、当機関HP※に公表されているものを用いて計算されます。

期待容量の登録

実施事項	内容
期待容量等算定諸元一覧への入力	• 当機関HP※より、登録する電源に応じた様式の、算定諸元一覧を入手し、各種情報を入力します • 調整係数などをもとに年間の期待容量が算定されます
期待容量の登録・諸元一覧の提出	• 期待容量算定諸元一覧上で算定された数値を、期待容量を容量市場システムに登録してください • 入力済みの算定諸元一覧を容量市場システムにアップロードしてください

※ : https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem_sankatouroku/2023_long.html

第3章 参加登録 期待容量の登録の申込み ― 期待容量等算定諸元一覧

40

- 算定諸元一覧に必要な情報を入力することで、調整係数を乗じた期待容量が自動算定されます。
- 容量市場システムに算定された期待容量を登録してください。

【安定電源（蓄電池、揚水以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する 電源等の区分	安定電源												
新設/リプレイス/ 既設火力の改修案件	新設												
電源種	一般水力（貯水式・調整式）												
入力不要													
エリア名	北海道												
設備容量 （送電端）	120,000												kW
本オークションに 参加可能な設備容量 （送電端）	120,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000			
期待容量	106,667												

「事業者入力」列の内、黄色掛けされている箇所を入力してください。白色の箇所は自動入力される箇所となります

黄色の各必要事項を入力することで、#期待容量が自動算定されます。

第4章 応札、落札・約定、契約

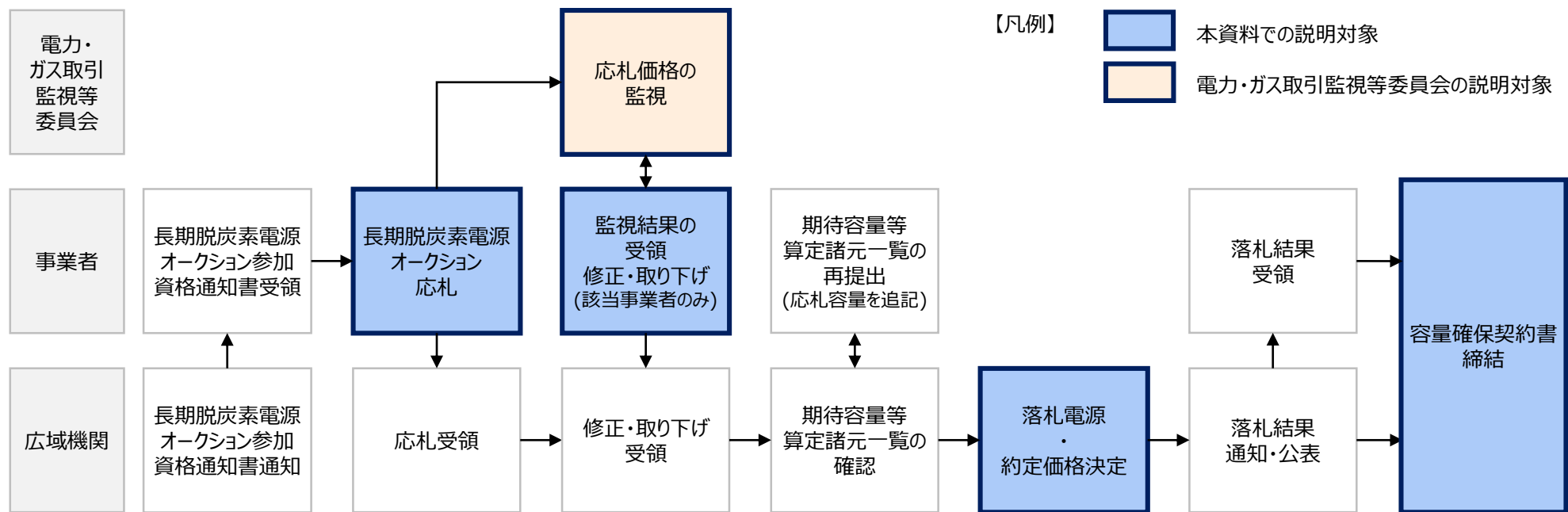
- 応札、落札・約定、契約の概要
- 応札方法
- 落札電源と約定結果
- 契約の締結
- 契約の変更・解除

第4章 応札、落札・約定、契約

応札、落札・約定、契約の概要

42

- 参加資格通知書を受領した事業者は、応札期間中に応札を行います。なお、応札期間中は応札情報の変更が可能です。応札期間終了後は変更できません。
- 応札期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。監視の結果、応札価格に含めることが認められない費用が含まれていた場合には、応札価格の修正または取り下げが必要です。（この場合は、応札期間終了後も、応札情報の修正が必要です。）
- 約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。
- 落札した事業者は、落札電源について、本機関と容量確保契約書を締結して頂きます。



第4章 応札、落札・約定、契約

応札方法（1/2）

- 応札の際、期待容量を登録した電源毎に、応札容量(kW)および応札価格(円/kW/年)を登録してください。
- 応札容量の算定は次項を参照ください。

応札の登録方法

実施事項	内容
応札の登録単位の設定	電源(ユニット、号機)単位で応札単位は設定
応札容量の登録	1kW刻みで応札 - 応札できる最大容量は期待容量登録時に事業者が登録した期待容量
応札価格の登録	1円刻みで応札
応札の変更・取消	- 受付期間終了後の変更・取消は不可 ※但し、電力・ガス取引監視等委員会の監視結果による修正・取り下げは除く

第4章 応札、落札・約定、契約 応札方法（2/2）

- 応札容量は、期待容量で使した算定諸元一覧に「提供する各月の供給力」を入力し、応札容量を算定していただき、当該算定に用いた算定諸元を提出してください。
- 内容に不備がある場合、その旨を通知しますので、修正の上、再提出をお願い致します。

応札容量の算定方法

【期待容量算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する 電源等の区分	安定電源												
新設/リプレイス/ 既設火力の改修案件	新設												
電源種	一般水力（貯水式・調整式）												
入力不要													
エリア名	北海道												
設備容量 （送電端）	120,000												kW
本オークションに 参加可能な設備容量 （送電端）	120,000												kW
各月の供給力の 最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	100,000	kW
期待容量	106,667												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	kW
応札容量	105,000												kW

「提供する各月の供給力」に値を入力いただくと
「応札容量」が自動算定されます。

※算定諸元一覧の詳細は、実務説明にて説明予定です

落札電源と約定結果 — 落札電源および約定価格の決定方法

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。なお約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。

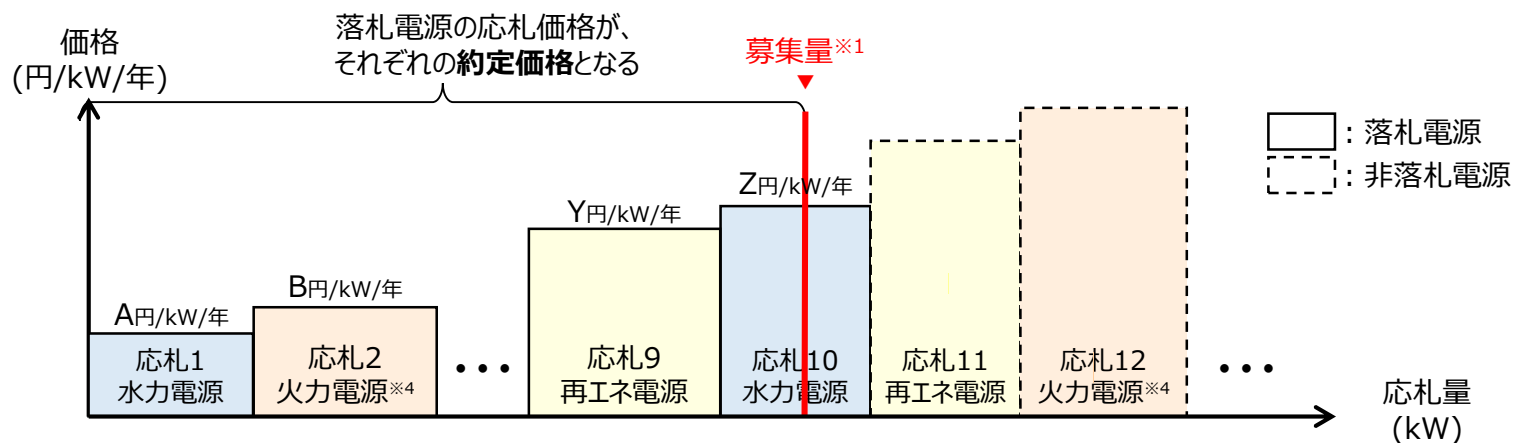
落札電源の決定方法

- 脱炭素電源とLNG専燃火力は、別々に募集量を設定し、別々に落札電源を決定します
- 募集量を跨ぐ電源には「限界電源※1」の判定が行われます
- 脱炭素電源の一部電源種には「募集上限※2」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。ただし、募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります

約定価格の決定方法

- 各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式※3で決定します

<脱炭素電源のマルチプライス方式のイメージ>



※1：募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となり判定を終了します。10倍を超過する場合、非落札となり、その電源の次に応札価格が高い電源を落札候補とし、募集量を跨ぐ場合、新たな「限界電源」とし、再度判定が行われます

※2：「既設火力の改修」、「揚水式水力・蓄電池」には、募集上限が設定されています

※3：電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下げた場合、当該電源を除いて約定処理を行います。事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約定処理を行います。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定されます。

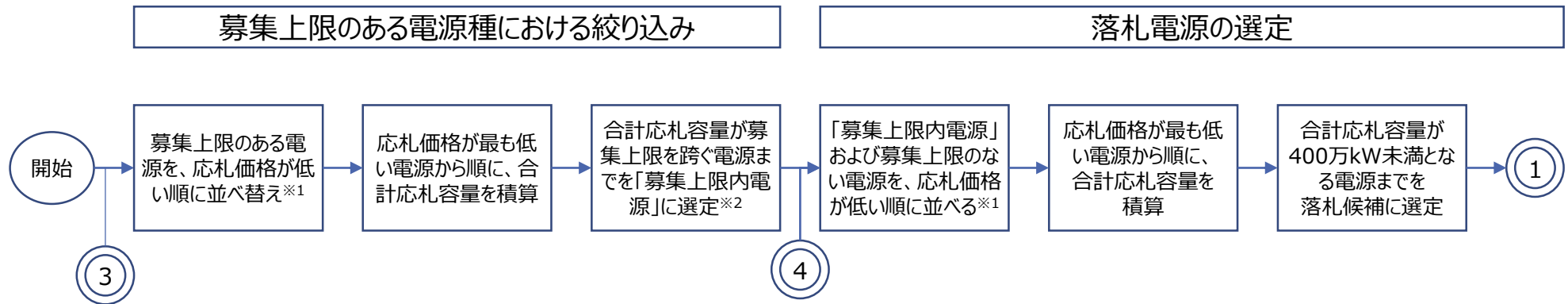
※4：所定の割合の水素・アンモニア混焼等の場合に限る

第4章 応札、落札・約定、契約

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (1/3)

46

- 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。



※1：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行います。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなします。

※2：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定します。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

※3：合計落札容量が400万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称します。

※4：限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とします。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とします（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐付けられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とします。）

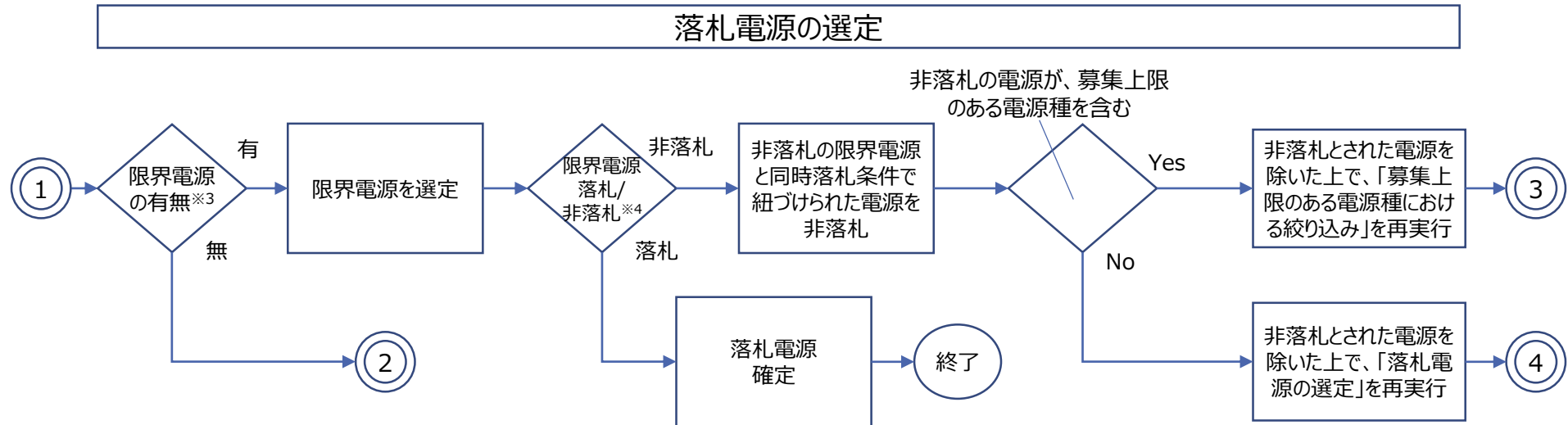
また、同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

第4章 応札、落札・約定、契約

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (2/3)

47

- 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。



※1：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行います。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなします。

※2：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定します。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します

※3：合計落札容量が400万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称します。

※4：限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とします。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とします（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐づけられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とします。）

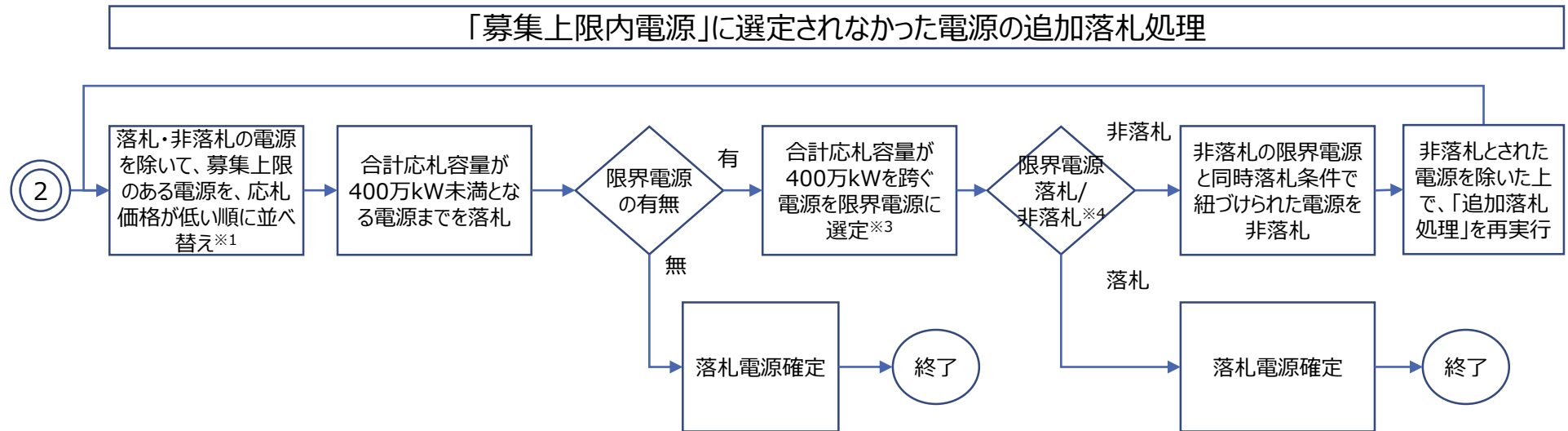
また、同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

第4章 応札、落札・約定、契約

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (3/3)

48

- 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。



※1：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行います。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなします。

※2：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定します。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します

※3：合計落札容量が400万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称します。

※4：限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とします。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とします（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐づけられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とします。）

また、同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

第4章 応札、落札・約定、契約

落札電源と約定結果 — 約定結果の公表

49

- 本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に公表します。
 - 脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量、約定総額（推定還付控除後※1の約定総額も公表）
 - 脱炭素電源における落札電源毎の、事業者名、案件名、電源種、落札容量
 - LNG専焼火力における落札電源毎の、事業者名、案件名、落札容量

【約定結果の公表イメージ】

	約定 総容量	約定総額	還付 控除後※1
脱炭素電源	〇〇kW	〇〇円/年	〇〇円/年
蓄電池 ・揚水	〇〇kW		
既設火力 の改修	〇〇kW		
LNG火力	〇〇kW	〇〇円/年	〇〇円/年

<脱炭素電源>

No.	事業者名	案件名 (電源等の名称)	電源種 (発電方式の区分)	落札容量[kW]
1	A株式会社	〇〇発電所X号機	水素10%	120,000
2	B株式会社	〇〇発電所Y号機	既設改修 (アンモニア20%)	60,000
3	C株式会社	〇〇発電所Z号機	揚水 (リブレース)	300,000
4				

<LNG>

No.	事業者名	案件名 (電源等の名称)	落札容量[kW]
1	D株式会社	〇〇発電所1号機	120,000
2			

第4章 応札、落札・約定、契約

契約の締結 — 容量確保契約書の締結

50

- 応札情報（応札容量および応札価格）の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなします。
- 本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。
- 落札後、容量確保契約において、必要な情報を提出しない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款※1に基づき、契約解除となる場合があります。

容量確保契約書のイメージ

容量確保契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実施年度2031年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

容量提供事業者	株式会社TPO（フェーズ2）（TPO7）
容量確保契約容量	容量市場システムに記載のとおり
容量確保契約金額	容量市場システムに記載のとおり
実施給年度	2031年度
契約期間	オークション募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、捺印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

※1：長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款第33条を参照してください。

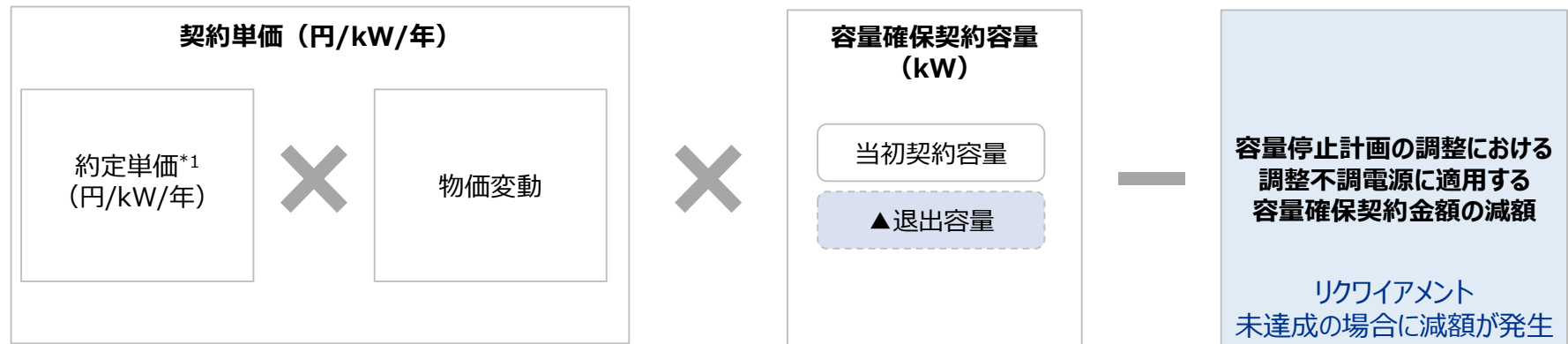
第4章 応札、落札・約定、契約

契約の締結 ― 容量確保契約金額の算定

51

- 容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額（以下「容量確保契約金額（各年）」という）を指し、契約電源ごとに毎年算定されます。
- 容量確保契約金額（各年）は契約単価（円/kW/年）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じた金額から、容量停止計画の調整における調整不調電源に科される容量確保契約金額を減額した金額とします。
- 契約単価（円/kW/年）は、必要に応じて減額要素による修正を実施した約定単価に対して、毎年の物価変動を考慮したものとします。

容量確保契約金額（各年）



*1: 対象となる事業者の系統接続費（円/kW/年）とサプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度（円/kW/年）にかかる
応札時の見積額と実績額の差額を減額した単価

第4章 応札、落札・約定、契約 契約の締結 ― 物価変動への対応

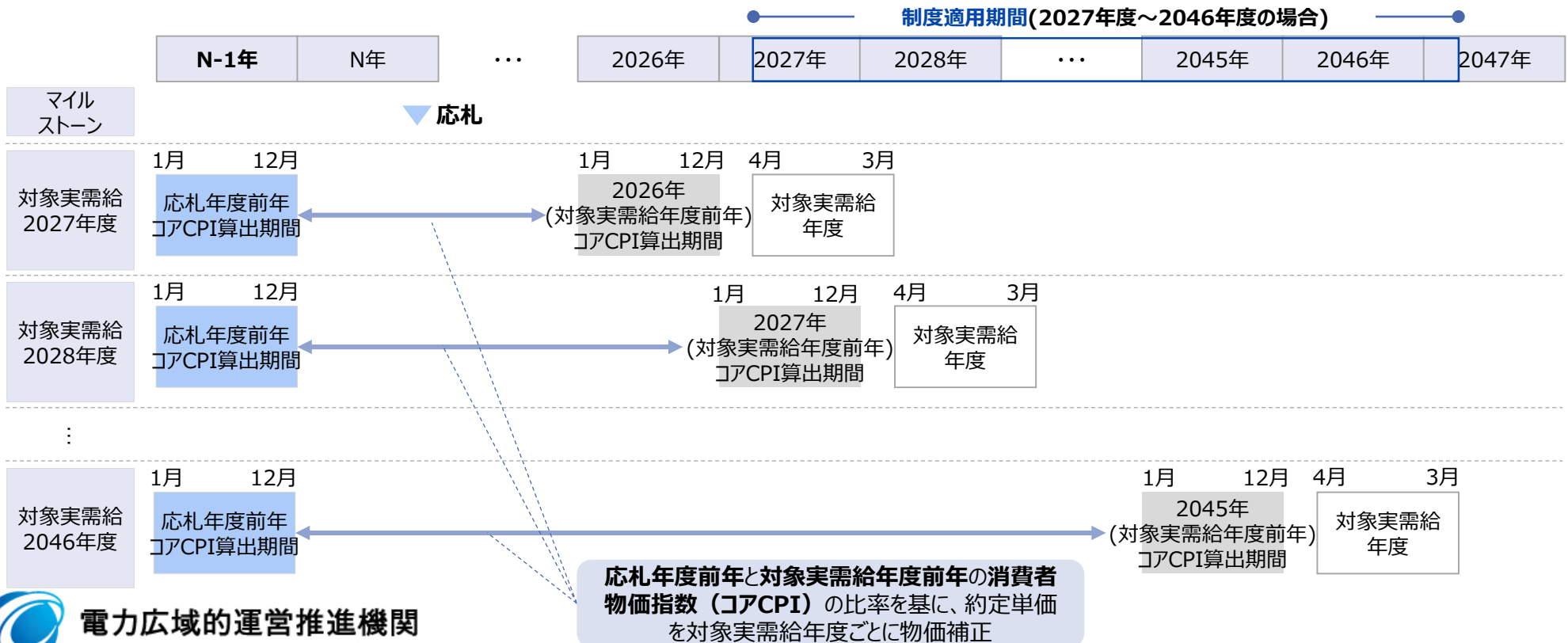
52

- 本オークションの落札電源は、建設後に容量収入を原則20年間で得ることとなるため、長期間の中で物価が大きく変動する可能性も考えられますが、応札価格には物価変動のリスクプレミアムは含まないこととしています。
- 上記を踏まえて、応札時点からの物価変動を事後的に約定単価へ反映します。

算定式

$$\text{物価変動} = \frac{\text{対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI）}}{\text{応札年度前年（N-1年）の消費者物価指数（コアCPI）}}$$

物価変動算定の概要



第4章 応札、落札・約定、契約

契約の締結 ― 系統接続費の見積額と精算額の調整

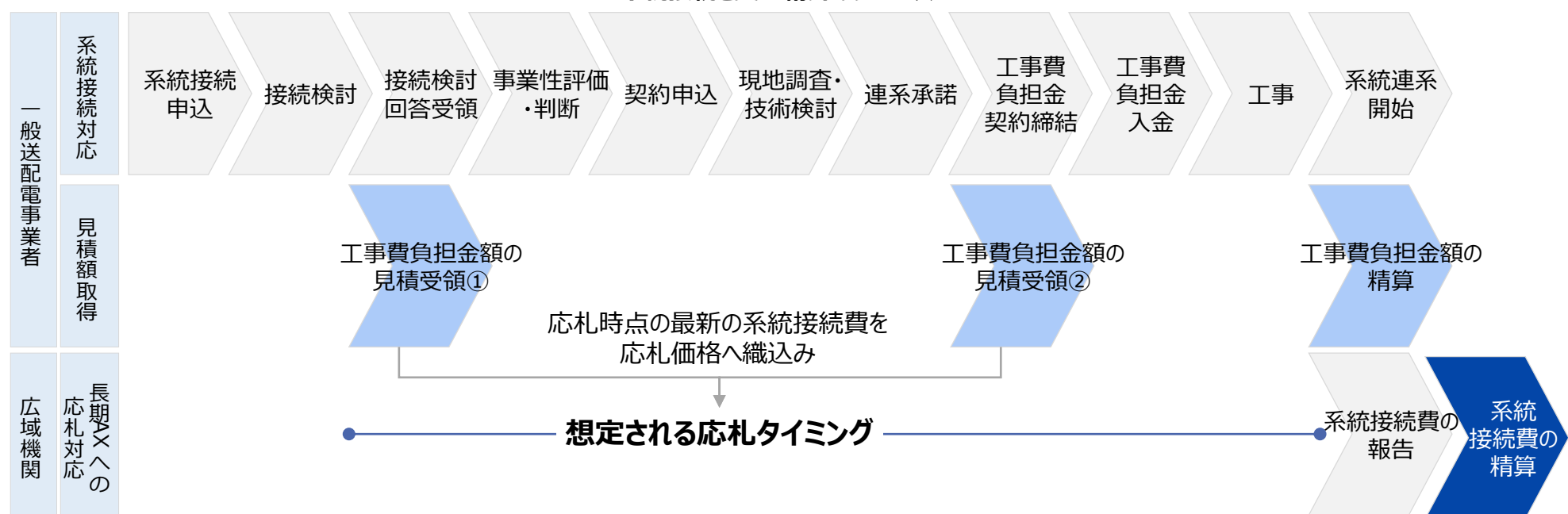
53

- 本オークションでは、系統接続工事に伴い事業者が支払う費用（工事負担金額）について、事業者が見積額を参考に算出した任意の金額を系統接続費として応札価格に織り込むことができます。
- 応札価格に織り込んだ系統接続費よりも実際の工事費負担金額が低くなった場合は、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。

系統接続費の
修正要否判定

- ① 応札価格に織り込んだ系統接続費 > 実際の工事費負担金額の場合：
応札価格の減額 = 応札価格に織り込んだ系統接続費 - 実際の工事費負担金額
- ② 応札価格に織り込んだ系統接続費 ≤ 実際の工事費負担金額の場合：精算による減額は発生しない※

系統接続と資金精算のプロセス

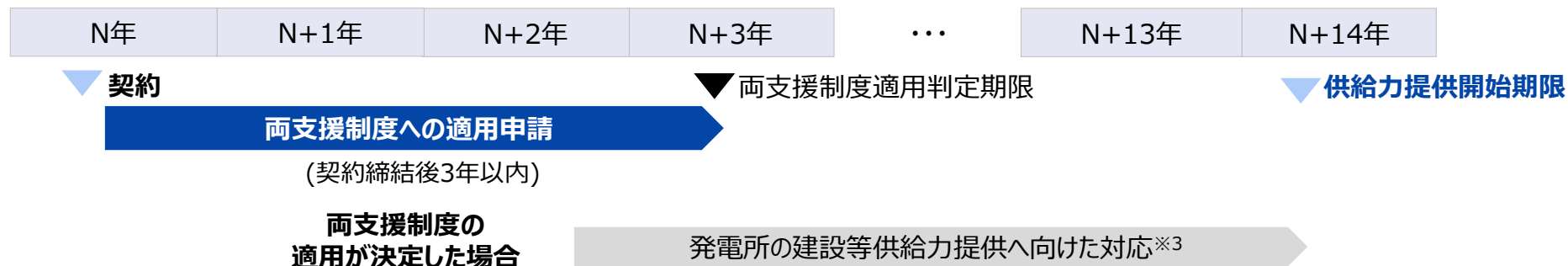


- 本オークションへ水素・アンモニア混焼の火力電源で応札する事業者は、「サプライチェーン支援制度」と「拠点整備支援制度」（以下「両支援制度」という。）と本オークションを組合せて投資判断を行うことが想定されます。
- 以下の場合において、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。
 - 両支援制度の支援予想金額を控除して応札したものの、支援金額が支援予想金額よりも高くなった場合、支援金額と支援予想金額の差額分を減額します。
 - 支援予想金額を控除せずに応札し、落札後に支援制度適用が決定した場合、支援金額分を減額します。
- 本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用を受けることが決定した場合、決定時点から供給力提供開始期限が設定されます。※1

両支援制度の
調整判定

- ① 両支援制度の支援**予想**金額 < 両支援制度の支援金額の場合：
 応札価格の減額 = 両支援制度の支援金額 - 両支援制度の支援**予想**金額※2
- ② 両支援制度の支援予想金額 ≥ 両支援制度の支援金額の場合：精算による減額は発生しない※1

両支援制度に係るプロセス



※1：3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用が決定しない場合は、4年目から供給力提供開始期限が設定されます。

3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用を受けることが決まらない場合又は支援金額が予想金額よりも低くなったことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合は市場退出を認め、ペナルティは科さないこととします

※2：入札時点で両支援制度の適用が決まっている場合は、支援金額を控除して入札します

※3：混焼火力は11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日

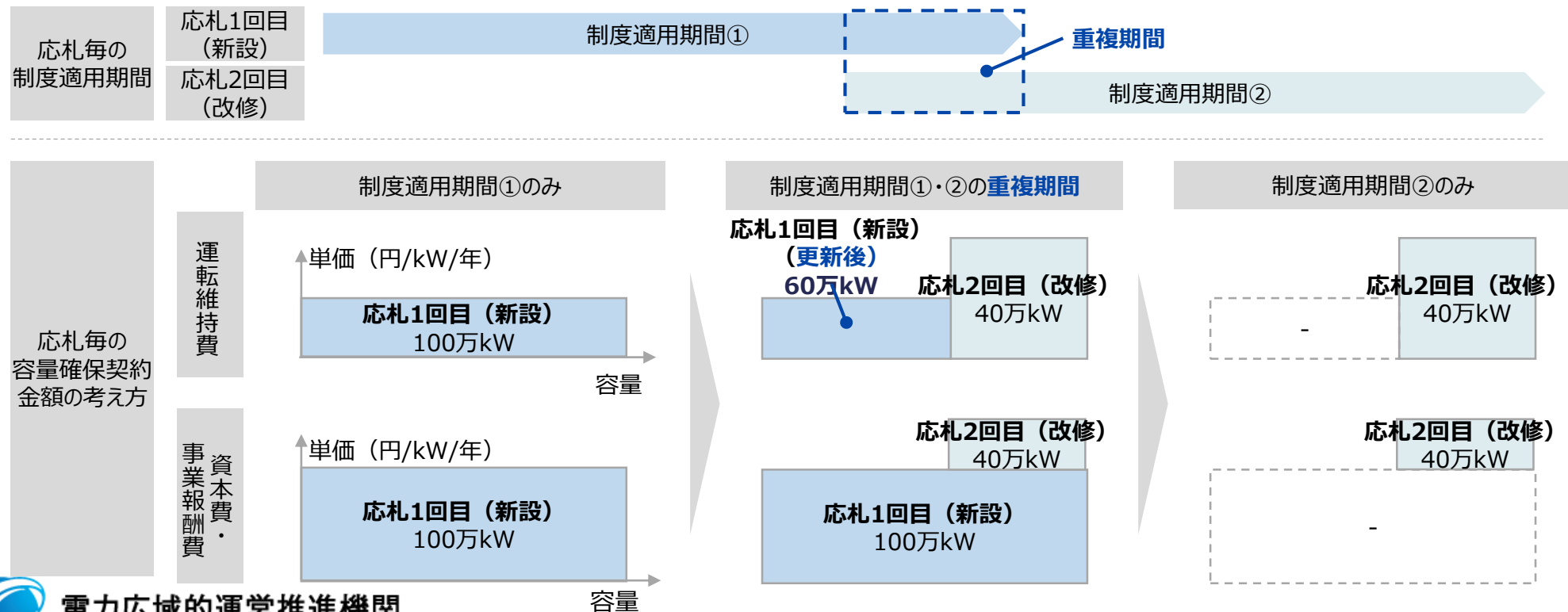
第4章 応札、落札・約定、契約 (参考) 新設・リプレースの追加投資時の調整

55

- 本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源（水素混焼または LNG 専焼）が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合、1 回目の応札における制度適用期間が終了する前に 2 回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。
- その場合、1 回目の応札における残りの制度適用期間において、1 回目の約定価格のうち運転維持費を調整した契約単価を用いて容量確保契約金額（各年）を算定します。

■ 例：新設時に100万kWのLNG（水素10%混焼）を建設。改修時に水素混焼比率を50%（40万kW分改修）にする場合

追加投資により制度適用期間が重複する際のイメージ

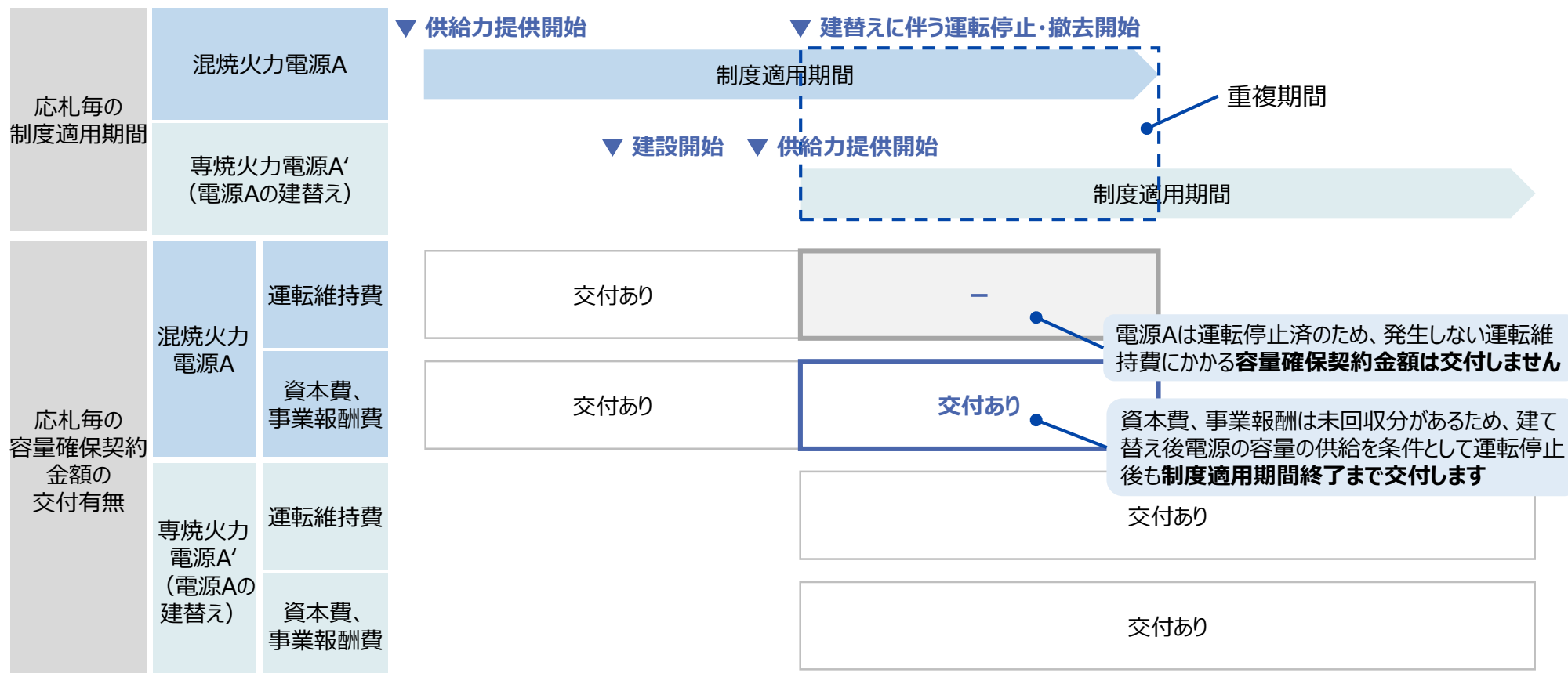


第4章 応札、落札・約定、契約

(参考) アンモニア・水素混焼設備の専焼化で建て替える場合の調整

56

- 本オークションで落札した混焼火力電源を専焼化に向けて制度適用期間の途中で建て替える場合、混焼設備の運転終了以降の残りの制度適用期間においては、混焼設備の契約単価に含まれる資本費（円/kW/年）と事業報酬（円/kW/年）部分のみを契約単価として容量確保契約金額（各年）を算定します。



第4章 応札、落札・約定、契約

契約の変更・解除 — 容量確保契約の変更・解除

57

- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の変更事由に該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、容量確保契約を変更するものとします。
- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の解除事由に該当する場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
- また本機関は、容量提供事業者が、容量市場の公正を害する行為を行ったと認めた場合、および重大な違反行為を行ったと認めた場合、容量提供事業者に通知することにより本契約を解除できるものとします。※¹

容量確保契約の変更・解除事由

変更事由	解除事由
1. 契約電源が市場退出をした場合※² 2. 電源等差替を実施した場合※² 3. 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合※² 4. 「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行によりペナルティが適用となり、短縮された容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が、終了した場合※² 5. 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合 6. 契約電源に係る水素・アンモニアに係るサプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合 7. 制度適用期間中の新設・リプレイスに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合 8. 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合 9. 権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合 10. その他、本機関が変更を必要と判断した場合	1. 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき 2. 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき 3. 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る 4. 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき 5. 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき 6. 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき 7. 解散の決議をしたとき 8. その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

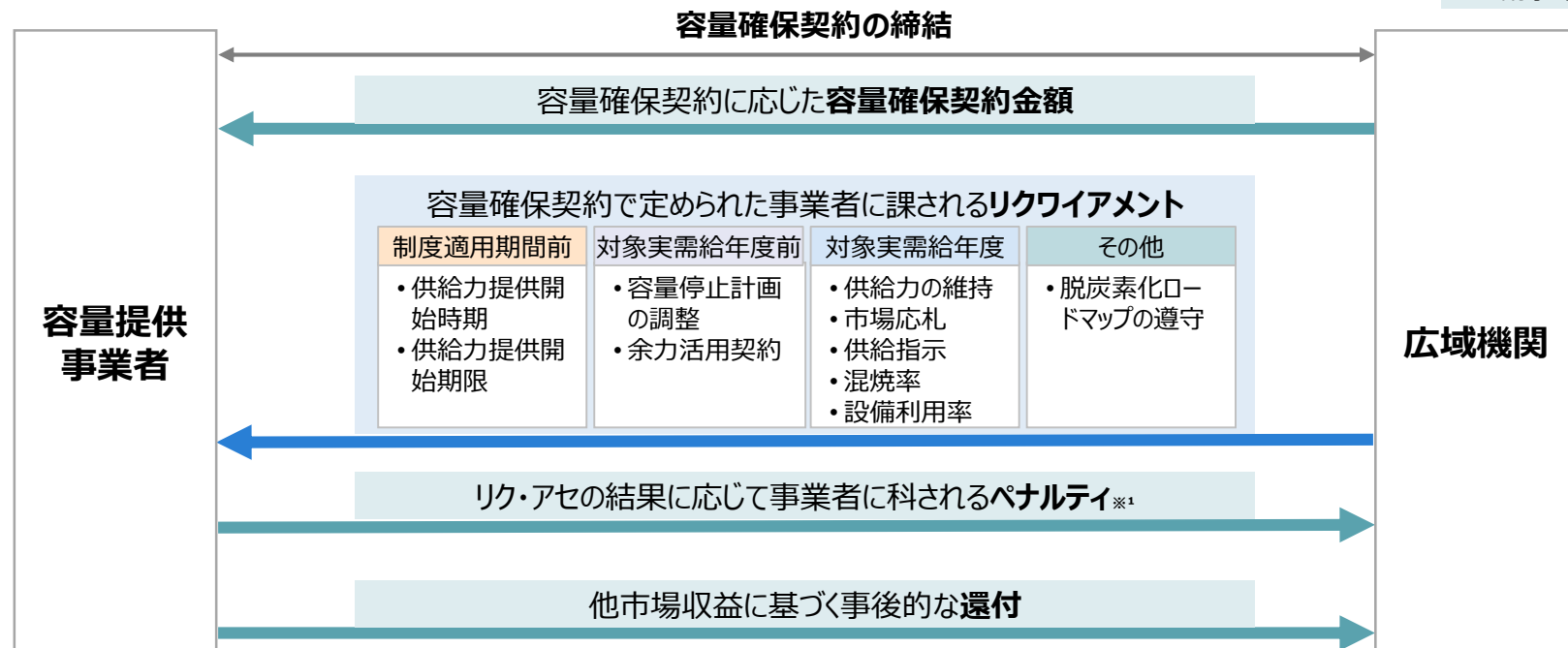
第5章 契約の履行

- 契約の履行の概要
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目
- 供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い
- 他市場収益の還付
- 他市場収益の算定要素と監視
- 再エネに対する事業規律の確保
- 太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立
- 容量確保契約金額の支払
- 容量提供事業者への請求・交付
- 容量市場取引におけるインボイス制度対応の取扱い
- インボイス制度への申請・登録のお願い

- 本機関は、容量確保契約に応じて容量確保契約金額を交付します。
- 容量提供事業者は、容量確保契約で定められたリクワイアメントを達成する義務があります。
- 本機関は容量提供事業者のリクワイアメント達成状況をアセスメント（評価）し、未達成状況に応じてペナルティを科します。
- 本機関は、リクワイアメント未達成で経済的ペナルティが発生した場合は容量提供事業者に請求します。
- 本機関は、他市場収益に基づき算定された事後的な還付額を、容量提供事業者に請求します。

<リクワイアメントと金銭授受の流れ>

凡例：
リクワイアメント
請求・交付



第5章 契約の履行

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像（1/2）

60

- 供給力を提供する電源等区分ごとに定められるリクワイアメントを達成していただきます。
- 適用時期、電源等区分や適用タイミングによって達成しなければならないリクワイアメントが異なります。
- リクワイアメント毎にアセスメントおよびリクワイアメント未達成時のペナルティが存在します。

青字：本オークション特有のリクワイアメント 黒字：メインオークションと共通のリクワイアメント

適用時期	リクワイアメント		対象となる電源等区分		適用タイミング	
			安定電源	変動電源	平常時	低予備率アセスメント対象コマ※3
制度適用期間前 ※1	供給力提供開始時期	容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること	○	○	—	—
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	○	○	—	—
対象実需給年度前 ※2	容量停止計画の調整	対象実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること	○	○	—	—
	余力活用に関する契約の締結	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること	○	—	—	—
対象実需給年度 ※2	供給力の維持	対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○	○	○	○
	市場応札	対象実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること	○	—	○	○
	一般送配電事業者からの供給指示への対応	需給ひっ迫のおそれがある場合、一般送配電事業者からの供給指示に応じ、ゲートクローズ以降の余力を供給力として提供すること	○	—	—	○
	脱炭素燃料の混焼率	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）に対し、熱量ベースで、脱炭素燃料の年間最低混焼率（7割）を上回ること	○	—	○	○
	年間設備利用率	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を下回らないこと	—	○	○	○
その他	脱炭素化ロードマップの遵守	専燃化に向けた追加投資をロードマップを遵守し実施すること	○	—	○	○
		2050年度中にバイオマス燃料の専焼化が実現していること	○	—	○	○

第5章 契約の履行

(参考) アセスメント対象容量の考え方

- 例えば、安定電源（蓄電池、揚水以外）の場合、期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。

アセスメント対象容量の考え方

【期待容量算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水以外）の例】

#	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号	0000000000												
2	容量を提供する電源等の区分	安定電源												
3	新設/リプレース/既設火力の改修案件	新設												
4	電源種	一般水力（貯水式・調整式）												
5	入力不要													
6	エリア名	北海道												
7	設備容量（送電端）	120,000												kW
8	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	120,000												kW
9	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	kW
		100,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	100,000	
10	期待容量	106.667												kW
11	提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	kW
		100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	
12	応札容量	105,000												kW

期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。

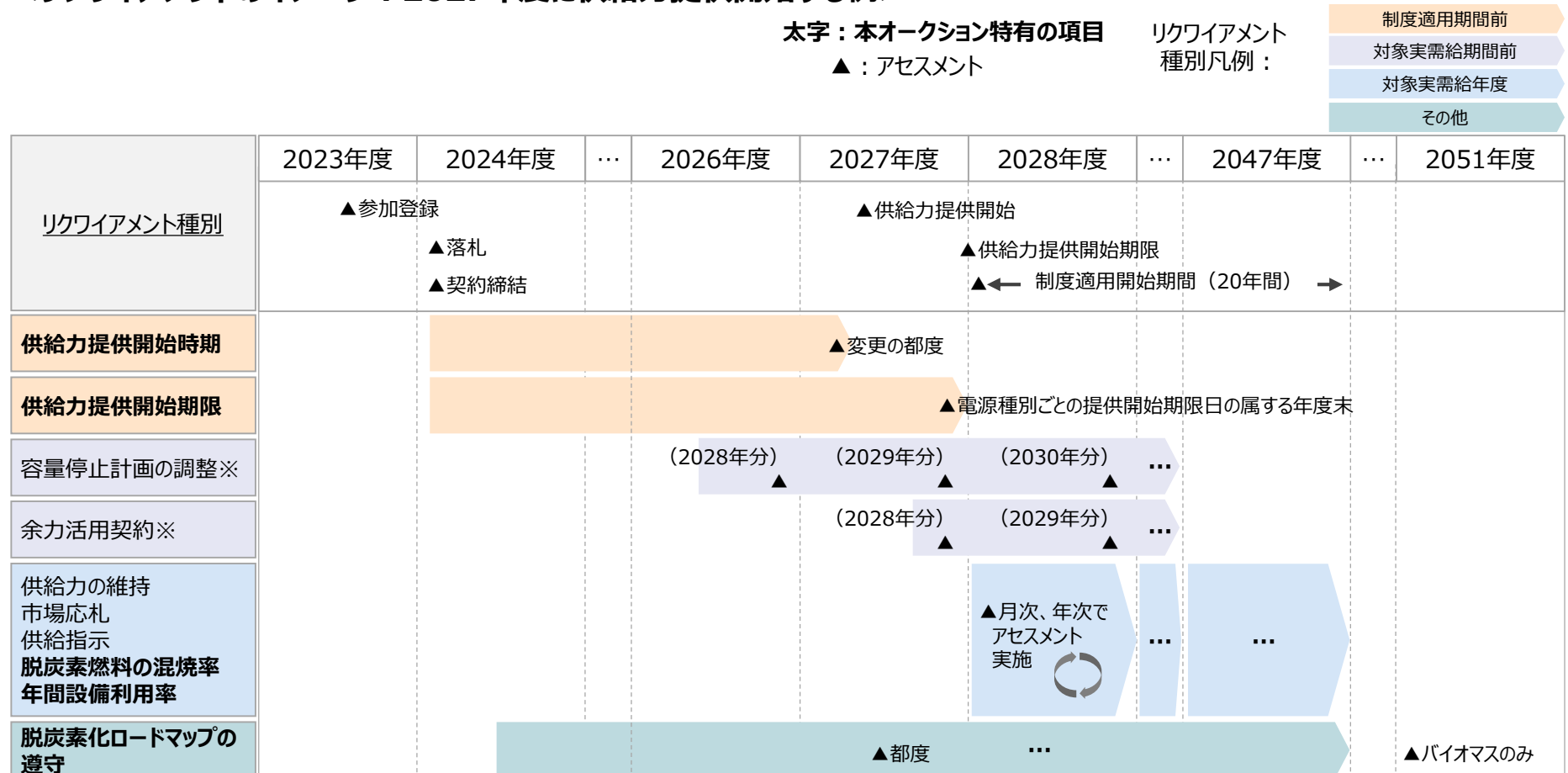
第5章 契約の履行

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像（2/2）

62

- 供給力提供開始の翌年度から制度適用期間となり、リクワイアメント種別ごとの適用時期はアセスメント実施時期によって、「制度適用期間前」、「対象実需給年度前」、「対象実需給年度」、「その他」の4つに分類されます。

<リクワイアメントのイメージ：2027年度に供給力提供開始する例>



リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（① 供給力提供開始時期の遵守）

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイアメント概要	容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること		
アセスメント概要	供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。		
ペナルティ概要	供給力提供開始時期についてメインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。 なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。		
ペナルティ算定式	【①当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※ ¹ × 契約容量※ ² × 5% 【②当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※ ¹ × 契約容量※ ² × 10%		

時期変更実施タイミングごとの経済的ペナルティ算定式

凡例：  メインAX供給曲線 作成済年度  追加AX供給曲線 作成済年度  供給力が提供できなくなり、作成済の供給曲線へ影響が発生する実需給年度

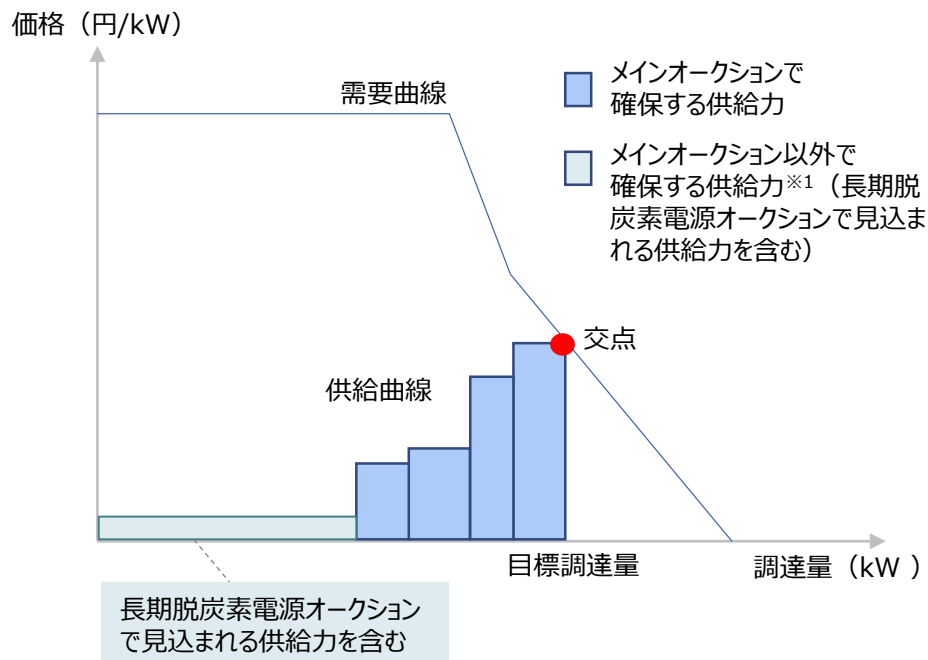
年度		X-4	X-3	X-2	X-1	X	X+1	X+2	X+3	経済的ペナルティ算定式
ケース①	マイルストーン		X年度メインオークション供給曲線策定							経済的ペナルティ金額 = ① + ② ①: X年度メインAX約定単価×契約容量×5% ②: X+1年度メインAX約定単価×契約容量×5%
			X+1年度メインオークション供給曲線策定							
	制度適用期間	変更前	供給力提供開始日(変更前)							
		変更後	★供給力提供開始時期 変更申請							
ケース②	マイルストーン		X+1年度メインオークション供給曲線策定							経済的ペナルティ金額 = ① + ② + ③ ①: X年度メインAX約定単価×契約容量×10% ②: X+1年度メインAX約定単価×契約容量×5% ③: X+2年度メインAX約定単価×契約容量×5%
			X+2年度メインオークション 供給曲線策定							
			X年度追加オークション 供給曲線策定							
	制度適用期間	変更前	供給力提供開始日(変更前)							
変更後		★供給力提供開始時期 変更申請								

経済的ペナルティ金額 = ① + ②
 ①: X年度メインAX約定単価 × 契約容量 × 5%
 ②: X+1年度メインAX約定単価 × 契約容量 × 5%

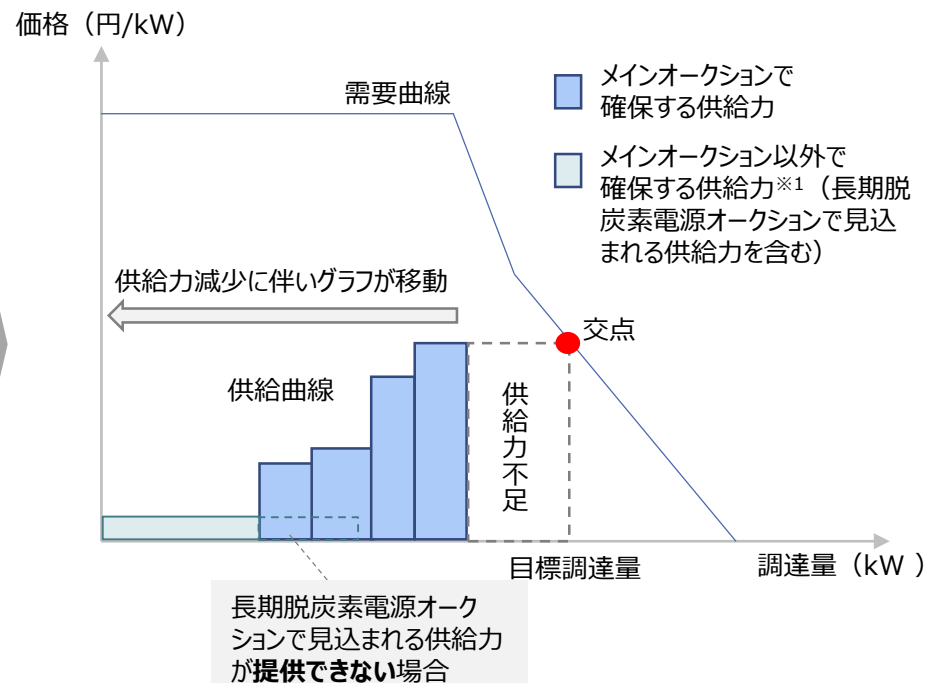
経済的ペナルティ金額 = ① + ② + ③
 ①: X年度メインAX約定単価 × 契約容量 × 10%
 ②: X+1年度メインAX約定単価 × 契約容量 × 5%
 ③: X+2年度メインAX約定単価 × 契約容量 × 5%

- 全国の需要曲線に対し、メインオークションにおける応札価格が低い順に電源等を並べ、供給曲線を作成します。
 - 供給曲線に織り込むメインオークション以外で確保する供給力には、当該実需給年度に本オークションで見込まれる供給力を含みます。
- 本オークションで見込まれる供給力が提供できなくなった場合、目標調達量に対し供給力が不足し、作成した供給曲線に影響を及ぼす可能性があります。

供給曲線作成のイメージ



供給力減少に伴い供給曲線へ影響する際のイメージ



対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイアメント概要	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力の提供を開始すること		
アセスメント概要	供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。		
ペナルティ概要	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間分、容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。 ➤ 短縮された期間において交付する容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とします。 ➤ 短縮された期間については他市場収益の還付の対象外とします。 ➤ 供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションにかかるリクワイアメントの達成が求められます。		
ペナルティ算定式	－		

供給力提供開始期限を超過した際に適用される単価、他市場収益の還付およびリクワイアメントの扱い

	供給力提供開始期限	供給力提供開始	
	2年	18年	2年
	開始期限の超過	容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間	短縮された期間
制度適用期間	対象外	制度適用期間	
適用される単価	-	本オークションの容量確保契約金額の契約単価	メインオークションの約定価格
他市場収益の還付の有無	無	有	無
課されるリクワイアメントの内容	無	本オークションのリクワイアメント	

第5章 契約の履行

(参考) 電源種ごとの供給力提供開始期限

- 電源種ごとに供給力提供開始期限が設定されています。なお、供給力提供開始期限の起算日※は契約締結日とします。

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力（揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、水素混焼のLNG、 水素専焼、既設火力の改修（水 素・アンモニア混焼、バイオマス専焼）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池	4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	6年後の日が属する年度の末日

※ サプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

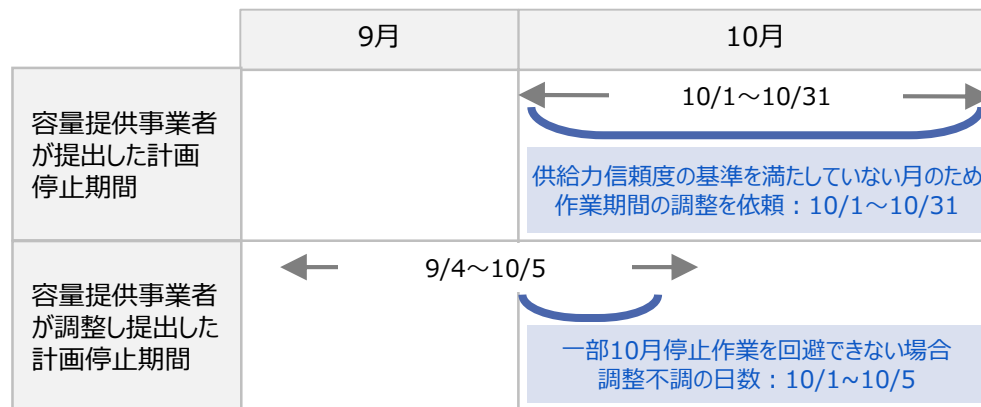
対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	対象実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること※1		
アセスメント概要	容量停止計画の調整を行った結果、容量停止計画の調整に応じられず、追加設備量を利用する月および供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画を予定している電源を調整不調電源とします。※2		
ペナルティ概要	調整期間終了時に、調整不調電源となっている電源に対し、以下のペナルティ算定式により、容量確保契約金額を減じます。※3		
ペナルティ算定式	【追加設備量を利用する場合】 $(\text{契約単価 (円/kW)} \times \text{契約容量 (kW)} \times 0.3\% / \text{日} \times \text{調整不調の日数})$ 【供給信頼度確保に影響を与える場合】 $(\text{契約単価 (円/kW)} \times \text{契約容量 (kW)} \times 0.6\% / \text{日} \times \text{調整不調の日数})$		

容量停止計画の調整手順

1	容量停止計画の取りまとめ 本機関は対象実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
2	時期の調整依頼 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している容量提供事業者時期の調整を依頼します。
3	調整不調電源の決定 追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：提出した計画停止期間の10月が供給信頼度の基準を満たしていない月であったため、作業期間の変更調整を行った結果、一部10月作業を回避できなかった場合



- ※1：停止調整業務において対象となる容量停止計画は、供計ガイドラインにおける定期補修及び中間補修とします。
- ※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合があります。
- ※3：対象実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

対象の電源等区分	安定電源（調整機能有するもの）	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること		
アセスメント概要	制度適用期間に継続して、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。		
ペナルティ概要	属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを市場退出として扱います。		
ペナルティ算定式	－		

アセスメント実施頻度およびリクワイアメント未達成の扱い

	X-1年度	X年度	X+1年度	X+2年度	...	X+18年度	X+19年度※
制度適用期間	X年度の 対象実需給 年度前	制度適用期間				...	
アセスメント 実施頻度	アセスメント (契約締結時)	アセスメント (契約更新時)	アセスメント (契約更新時)	アセスメント (契約更新時)		アセスメント (契約更新時)	

対象実需給年度前から**年次**でアセスメント実施
(アセスメントの結果、リクワイアメント未達成の場合は**市場退出**として扱う)

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑤ 供給力の維持）

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ※ ¹ （180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。		
アセスメント概要	容量停止計画※ ² が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※ ³ とします。		
ペナルティ概要	累積したリクワイアメント未達成コマ数が年間で8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ（円）} = \frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額（円）}} \times (\text{年間停止コマ相当数} - 8,640) \times 0.0125 \text{（\%/コマ）}$		

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



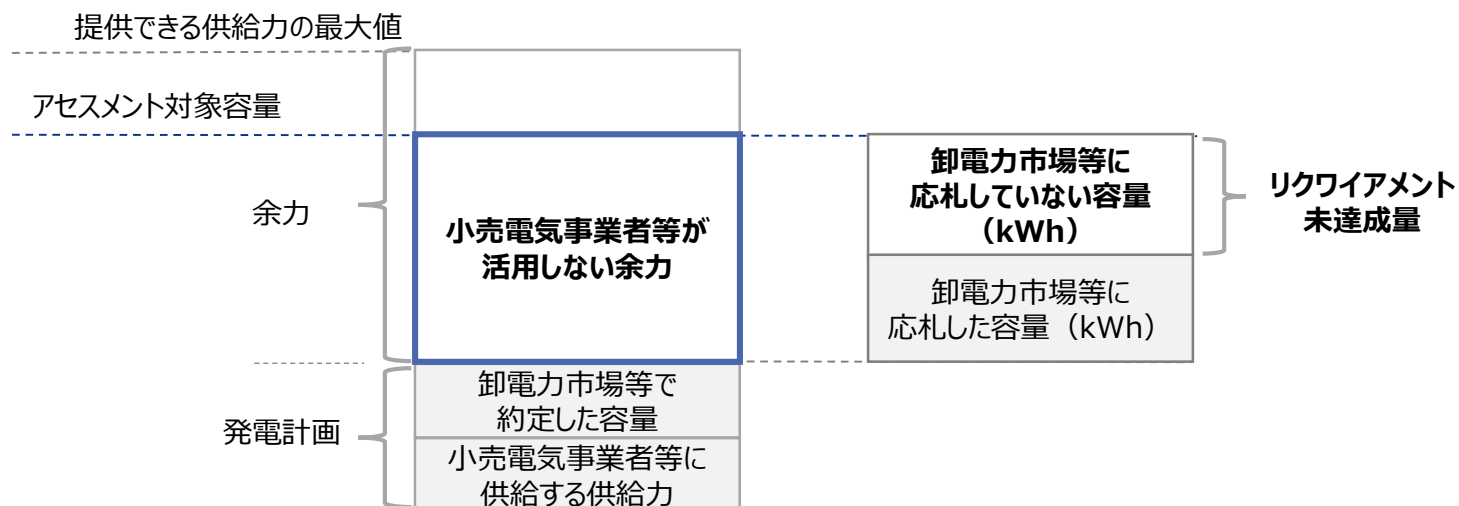
※1：1コマ=30分（48コマ/日）

※2：容量停止計画とは「電源等の維持・運営に必要な作業」及び、「その他の要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画」を指します（作業以外（事故や運用による供給力の減少、燃料制約など）に起因する出力停止等や、揚水発電機における上池へのポンプアップおよび蓄電池の充電などは含まれません）。

※3：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること ただし、本オークションの容量確保契約約款19条①(2) i ～ v に該当する場合、卸電力取引所等※ ¹ に入札する量を減少できるものとします。		
アセスメント概要	小売電気事業者等が活用しない余力※ ² から卸電力取引所等に応札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。		
ペナルティ概要	前日断面以降の需給バランス評価において、低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマに発生したリクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ (円)} = \frac{\text{リクワイアメント未達成量 (kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times \text{容量確保契約金額 (円)}} \times \text{容量確保契約金額 (円)}$		

小売電気事業者等が活用しない余力およびリクワイアメント未達成量の考え方

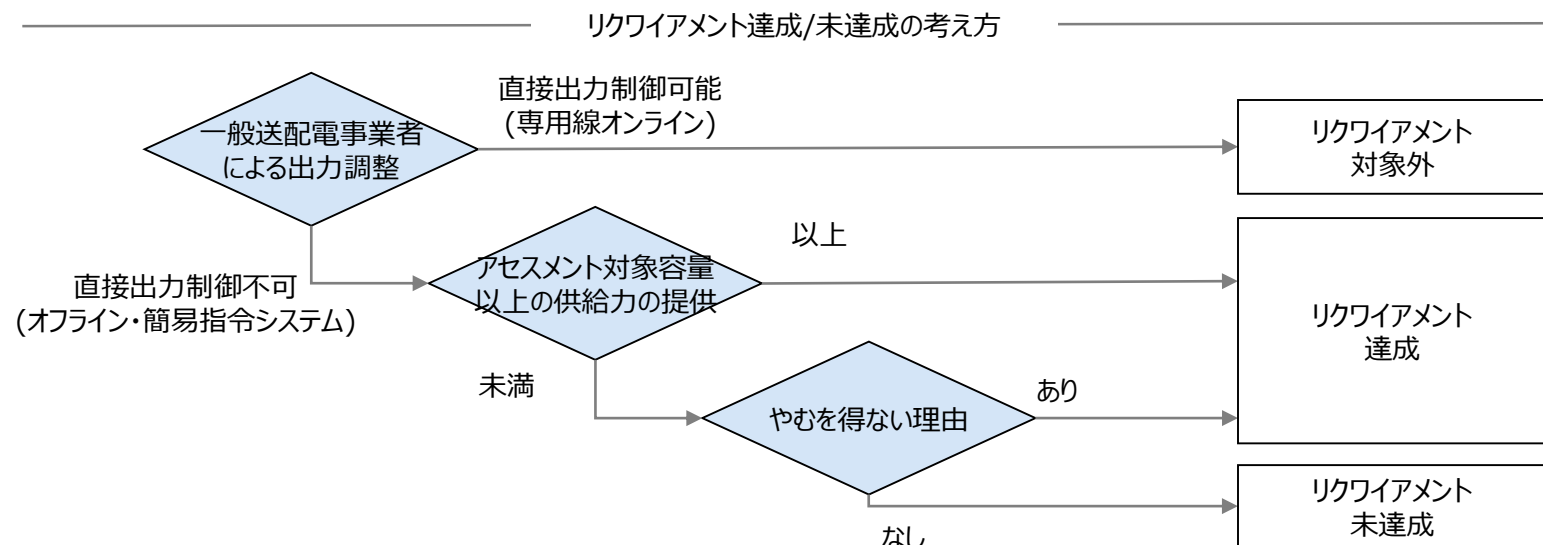


※1：卸電力取引所および需給調整市場のことを指します。

※2：小売電気事業者等が活用しない余力はアセスメント対象容量と提供できる供給力の最大値の低い値から発電計画を控除した値となります。

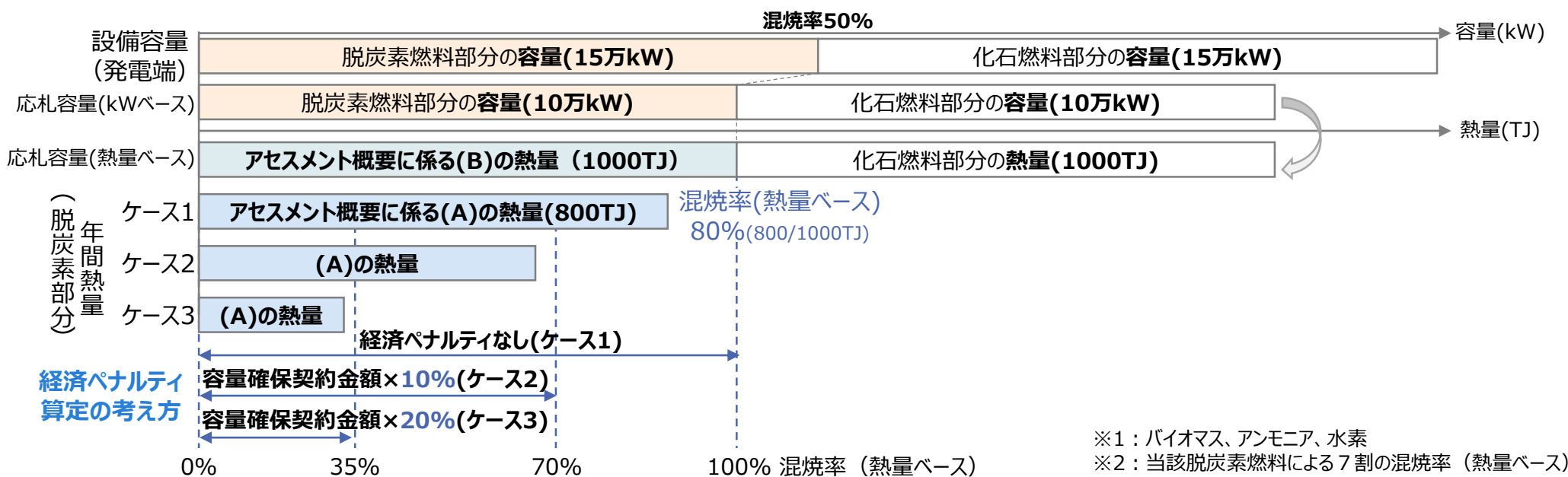
※3：具体的な数字は対象実需給年度のメインオークションの募集要綱を参照してください。

対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	対象実需給年度において前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること※ ¹		
アセスメント概要	一般送配電事業者からの指示に応じて供給力を提供していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成とし、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。		
ペナルティ概要	リクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ（円）} = \frac{\text{リクワイアメント未達成量（kWh）}}{\text{容量確保契約容量（kW）} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間（h）} \times \text{容量確保契約金額（円）}} \times \text{容量確保契約金額（円）}$		



対象の電源等区分	安定電源（混焼火力電源）	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）について、脱炭素燃料の年間最低混焼率※2を達成していること		
アセスメント概要	脱炭素燃料を使用する電源の混焼率（熱量ベース）が年間最低混焼率※2以上であることを確認します。 混焼率(熱量ベース) = $\frac{\text{応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた熱量(A)}}{\text{応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた熱量合計(B)}} \times 100$		
ペナルティ概要	脱炭素燃料を使用する電源の混焼率が年間最低混焼率未満である場合、達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。なお、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、契約解除とします。		
ペナルティ算定式	【当該脱炭素燃料による混焼率（熱量ベース）が35%以上70%未満の場合】 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 10% 【当該脱炭素燃料による混焼率（熱量ベース）が35%未満の場合】 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%		

——— 脱炭素燃料使用の電源における混焼率およびペナルティ算定の考え方（新設・リプレース電源（混焼率50%）の場合のイメージ） ———



※1：バイオマス、アンモニア、水素
※2：当該脱炭素燃料による7割の混焼率（熱量ベース）

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑨ 年間設備利用率）

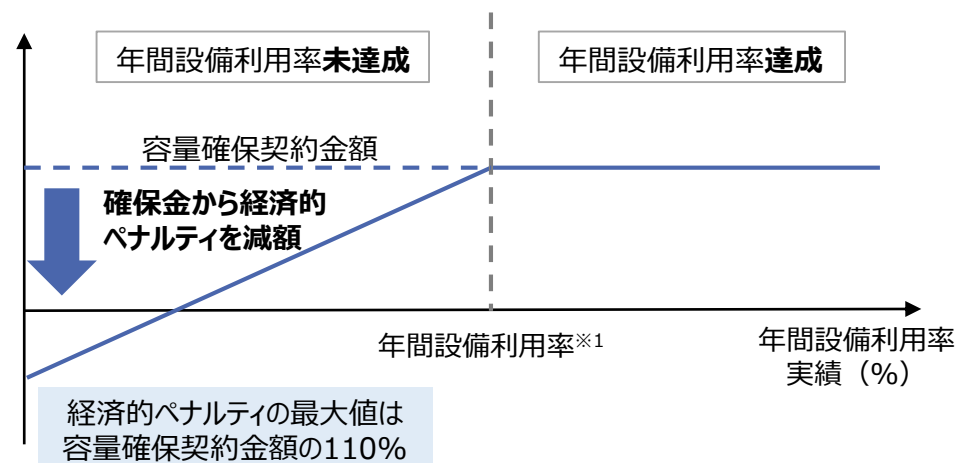
対象の電源等区分	変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を達成していること		
アセスメント概要	対象実需給年度の年間設備利用率実績が、電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率以上であることを確認します。 $\text{年間設備利用率} = \frac{\text{年間発電電力量（送電端）}}{\text{設備容量（送電端）} \times \text{暦時間数（24時間} \times 365\text{日）}}$		
ペナルティ概要	対象実需給年度の年間設備利用率実績が、電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率未達である場合、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ} = \text{容量確保契約金額} \times \left\{ 1.1 \times \left[1 - \frac{\text{年間設備利用率実績}}{\text{年間の設備利用率}^{\ast 1}} \right] \right\}^{\ast 2}$		

——— 電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率

——— 年間設備利用率に応じた請求交付額のイメージ

請求交付額

電源種	年間の設備利用率
太陽光	18.3%
陸上風力	28.0%
洋上風力	34.8%
流込式水力	44.8%

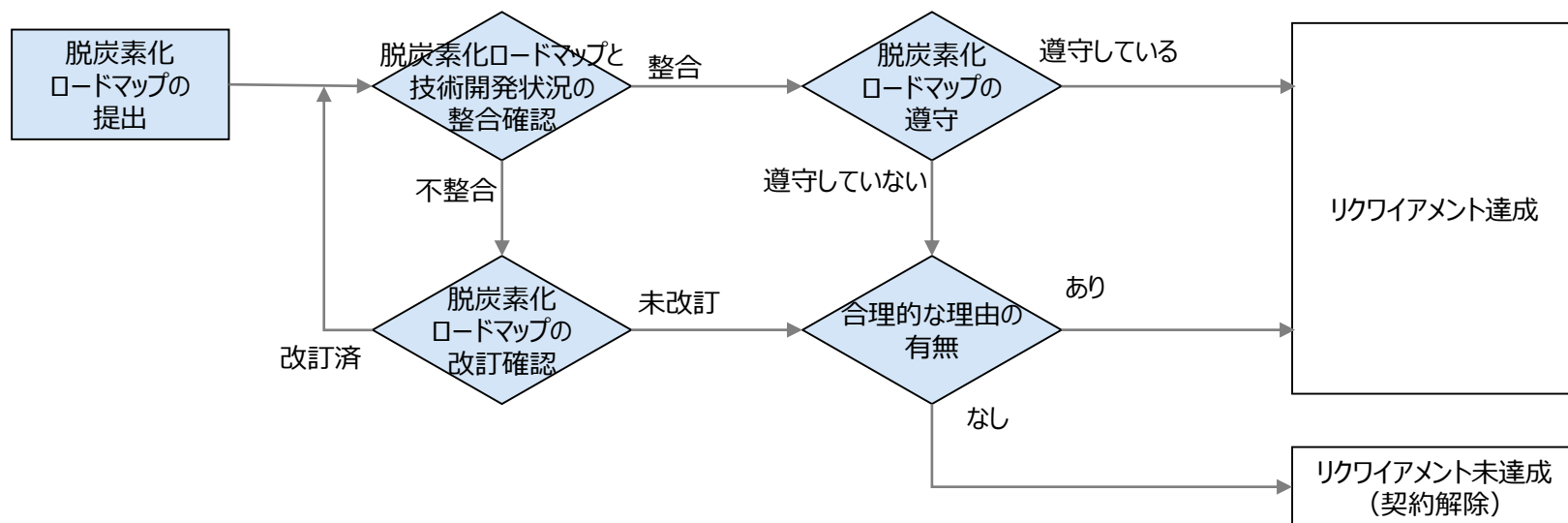


※1：電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率

※2：負値となる場合は零とします

対象の電源等区分	安定電源(火力電源)	適用時期	その他
リクワイアメント概要	LNG専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修※ ¹ および既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップ※ ² ※ ³ を作成し、必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること		
アセスメント概要※ ⁴	必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。必要な改定を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。		
ペナルティ概要	合理的な理由なくロードマップを改訂していない場合、またはその内容を遵守していない場合は、契約を解除することができるものとします。		
ペナルティ算定式	－		

アセスメント時の判断フロー



※1：アンモニア・水素混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース、または既設の石炭火力・LNG火力・石油火力をアンモニア・水素混焼にするための改修。

※2：LNG専焼火力のための新設・リプレースについては、2050 年カーボンニュートラルとの関係性を考慮し、供給力提供開始日から10年後までの間に、脱炭素化に向けた対応（改修のための本オークションへの応札等）を開始する旨の記載を求める。

※3：脱炭素化（水素・アンモニアの混焼電源は水素・アンモニアの専焼化等。グレー水素またはグレーアンモニアを使用する電源は、ブルー水素もしくはブルーアンモニアまたはグリーン水素またはグリーンアンモニアへの燃料転換。）への道筋を示すこと。既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること。

※4：資源エネルギー庁 電力基盤整備課がアセスメントを実施します

第5章 契約の履行

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑩ 脱炭素化ロードマップの遵守2/2）

75

対象の電源等区分	安定電源(既設バイオマス専焼火力電源)	適用時期	その他
リクワイアメント概要	既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること		
アセスメント概要	2050年度における発電実績をもとにバイオマス燃料の専焼化が完了していることを確認します。2050年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、廃止前1年間の発電実績をもとに専焼化が完了していることを確認します。		
ペナルティ概要	2050年度中（同年度末日までに契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止前の1年間）にバイオマス燃料の専焼化が実現していない場合、以下状況に応じた対応をします。		
ペナルティ算定式	【2051年4月1日までに制度適用期間が終了している場合】 参入ペナルティとともに、以下の経済的ペナルティを科す 経済的ペナルティ = 制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × 10% 【2051年4月1日までに制度適用期間が終了していない場合】 契約解除		

脱炭素化ロードマップの遵守（既設火力をバイオマス専焼にするための改修）にかかるアセスメントプロセスとペナルティ判定

制度適用期間 終了日	設備状況	アセスメント実施方法	ペナルティ (アセスメント未達成の場合)
2051年4月1日 より前	2050年度末日も稼働中		制度適用期間最終年度の 容量確保契約金額 × 10%
	2050年度末日 以前に廃止		制度適用期間最終年度の 容量確保契約金額 × 10%
2051年4月1日 以降	2050年度末日も稼働中		契約解除

- 容量オークションでは予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要がある場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます。
- 本オークションで落札された電源については、原則市場退出は認められません。ただし、本オークションの容量確保契約約款第11条に記載がある場合に限り、認められます。
- 容量提供事業者が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

ペナルティ算定式

$$\text{経済的ペナルティ（円）} = \text{各年の容量確保契約金額（円）} \times 10\% \times \frac{\text{退出容量（kW）}}{\text{容量確保契約容量（kW）}}$$

- 年度毎に電源等差替を行うことができるのは、以下の場合に限りです。
 - ① 供給力提供開始時期が遅れ、供給力提供開始時期の遵守に係る経済的ペナルティが科される場合
 - ② 本オークションで落札した既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修に係る電源が、水素またはアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資に係る本オークション落札から4年後の年度末※までの間において、供給力の提供ができない場合
- 電源等差替を行っている期間は、差替えた電源について、当該電源のメインオークションにおける電源等区分に応じ、対象実需給年度のメインオークションにおいて求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。
- 電源等差替を行っている期間は、制度適用期間には含めないものとします。

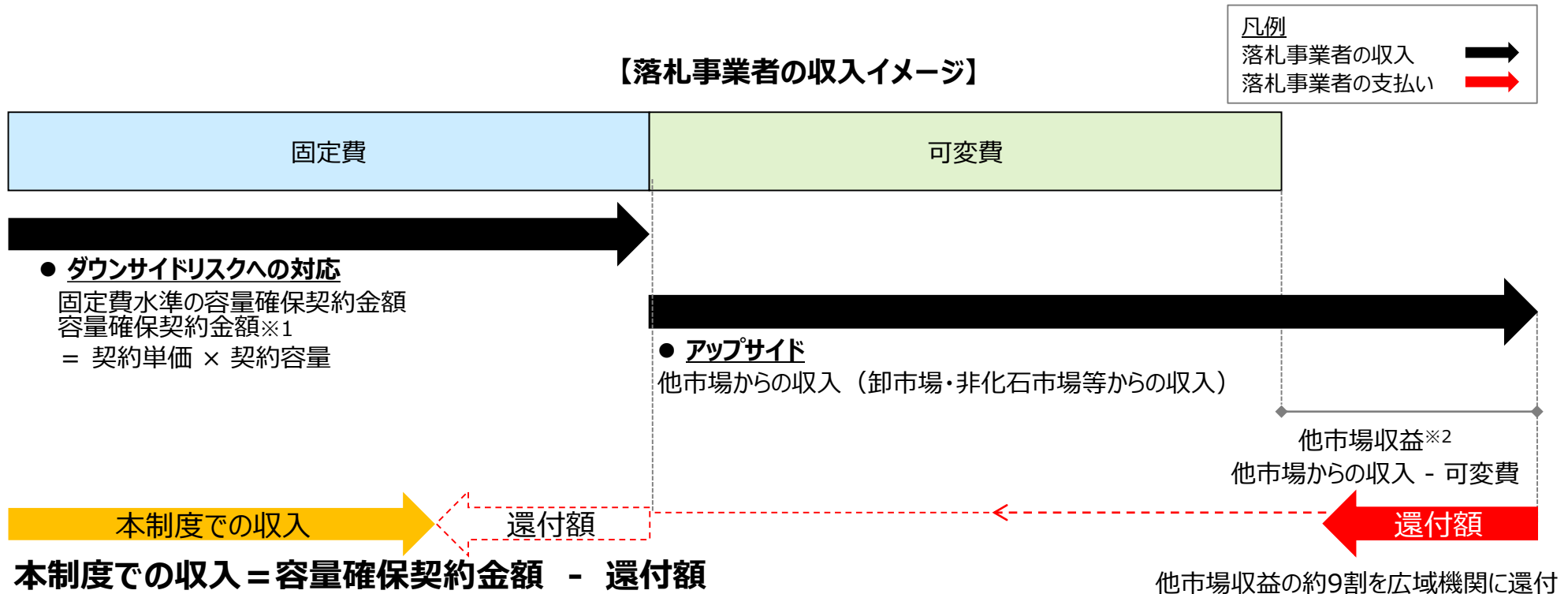
		X年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度	...	X+12年度	...	X+16年度	...	X+20年度	...
マイルストーン		供給力 提供開始時期 (元々の予定)		供給力 提供開始時期 (変更後)			建て替え後電源 落札		落札後 4年度末※			
本オークションにおける 電源等差替可能期間			上記①の 差替可能期間					上記②の差替可能期間				
制度適用 期間	建て替え前 電源	建て替え前電源の契約期間（契約締結日から制度適用期間の末日まで）										
	建て替え後 電源		メインAX 実需給期間	制度適用期間(10年)					解体・ 建設期間		制度適用期間(10年)	
適用単価	建て替え前 電源		メインオークションの 約定単価	本オークションの 容量確保契約金額の契約単価					メインオークションの 約定単価		投資未回収分	
	建て替え後 電源										本オークションの 契約単価	
課される リクワイアメント	建て替え前 電源		メインオークションの リクワイアメント	本オークションの リクワイアメント					メインオークションの リクワイアメント			
	建て替え後 電源										本オークションの リクワイアメント	

※：本オークション落札から4年後の年度末までの間に、建て替え前電源の供給力提供開始時点における制度適用期間が終了する場合は、その年度末まで

第5章 契約の履行 他市場収益の還付（1/2）

78

- 広域機関は、リクワイアメントの達成状況に応じて落札事業者へ容量確保契約金額を支払いますが、本制度では応札時に他市場収益を0とすることから、事後的に他市場収益の約9割の金額を広域機関に還付いただきます。
- なお、対象実需給年度における他市場収益がマイナスとなる場合、当該マイナスの金額は翌年度の他市場収益から減じ、その後の金額を翌年度の他市場収益とします。



第5章 契約の履行 他市場収益の還付 (2/2)

79

- 他市場収益の多寡に応じて3段階の還付割合となっており、容量収入として事業報酬分は得られることを踏まえ領域(A)では95%、メインオークションに落札していた場合よりも本制度での収入が少なる領域(B)では85%、その間の領域(C)では90%の還付となります。

インプット情報				インプット情報にもとづく 他市場収益の還付に係る算定方法 〔⑦～⑨：インプット情報より導かれる金額 ①～③：他市場収益の発生ケース〕		
当該事業者との 本オークションに係る 容量確保契約	供給力提供年度 の容量市場 メインオークション	当該事業者の※1 供給力提供年度の 他市場に係る情報				
契約価格×契約容量 事業報酬 契約容量 ×	メインオークション 価格 〔対象電源が 立地するエリアプライス〕			⑦実績収入(当該年度の容量確保契約金額) ⑨メインオークション価格×契約容量 2. ⑦と⑨の差額を 超える部分として 範囲(B)を決定 3. ⑦に対し、①と⑨の間として 範囲(C)を決定 ①事業報酬 1. ①以下として 範囲(A)を決定		
				(B)還付割合 85%	(C)還付割合 90%	(A)還付割合 95%
還付の算定方法		他市場から - 可変費		①他市場収益 95%還付 ①×95%		
		ケース1				
		ケース2		②他市場収益 90%還付 (②-①)×90% 95%還付 ①×95%		
		ケース3		③他市場収益 85%還付 (③-(⑦-⑨))×85% 90%還付 (⑦-①-⑨)×90% 95%還付 ①×95%		

※1 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠および実際の可変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる

第5章 契約の履行

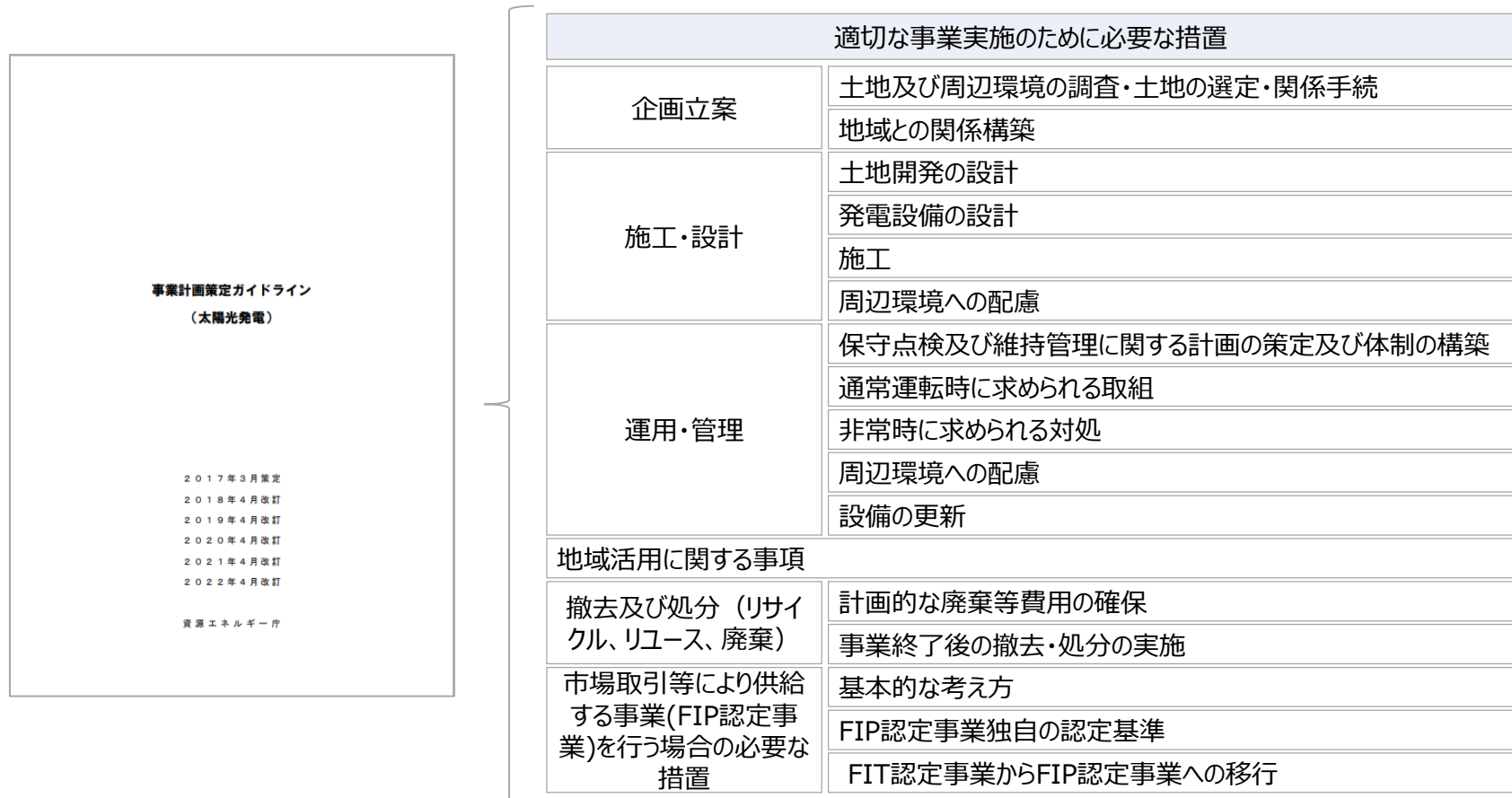
(参考) 他市場収益の還付の算定例

- 他市場収益の多寡に応じた還付額の算定ケースは大きく3つであり、それぞれの計算イメージについて具体的な数値を用いて例示しております。

他市場収益の還付(例)

還付割合算定に必要な情報※		他市場収益の還付(例)		
		容量確保契約金額(400百万円/年)		事業報酬分 (20百万円/年)
		固定費分 (380百万円/年)		
		⑤ メインAX単価×契約容量 =80百万円		
試算例	ケース1	他市場収益 ①15百万円		15百万円 (①15百万円)
		還付額 14.25百万円		14.25百万円 (①15百万円×95%)
	ケース2	他市場収益 ②300百万円	280百万円 (②300百万円①)	20百万円 (①)
		還付額 270百万円	252百万円 (280百万円×90%)	19百万円 (①×95%)
	ケース3	他市場収益 ③360百万円	40百万円 (③360百万円-(②-⑤))	20百万円 (①)
		還付額 323百万円	34百万円 (40百万円×85%)	19百万円 (①×95%)
			270百万円 (300百万円)×90%	

- FIT/FIP制度では、事業計画策定ガイドラインにおいて、様々な事業規律の確保が求められていることを踏まえ、FIT/FIPの対象となっている電源種・規模の案件（太陽光・陸上風力・洋上風力・地熱・バイオマス）については、FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに準拠した事業運営を求めることとします。



第5章 契約の履行

太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立

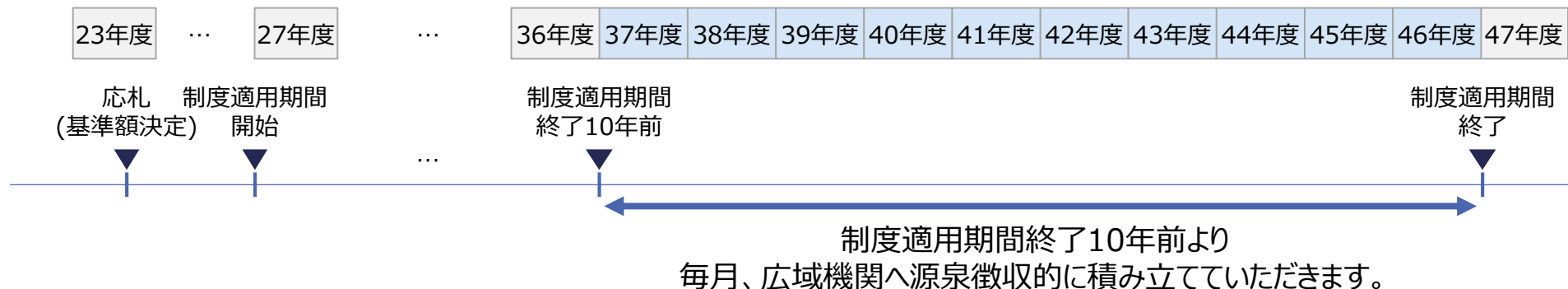
82

- FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに基づき、太陽光発電設備については制度適用期間終了 10 年前から本機関へ廃棄等費用の積立※1※2を開始するものとします。
- 積立金の額は、FIT/FIP と同様の金額水準（1.0 万円/キロワット※3×設備容量）とし、月次で広域機関へ支払い（積立金の額の 1/120 ずつ）するものとします。

算定式

$$\text{廃棄等費用積立額（各月）} = 1.0 \text{ 万円/キロワット} \times \text{設備容量} \div 120$$

■ 27年度より20年間、制度適用期間となる太陽光発電設備のケース



※1：制度運営のための事務負担の軽減・制度の簡素化の観点から、全案件について広域機関に対する外部積立を求め
ることとし、内部積立は今後必要に応じて検討する予定です。

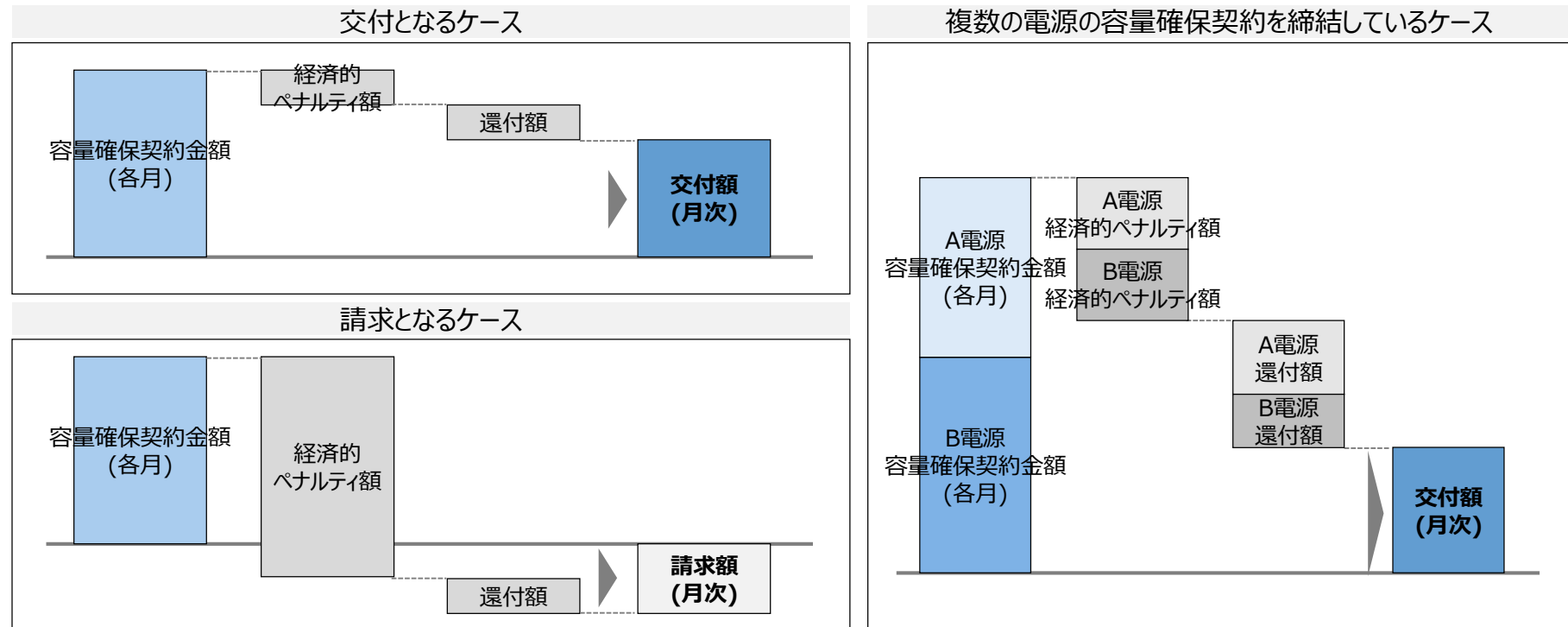
※2：積立額に利息は付されません。

※3：23年度における基準額で、制度適用期間において固定額とします。なお、基準額は応札年度単位で定められます。

- 電力広域の運営推進機関**
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

第5章 契約の履行 容量提供事業者への請求・交付

- 容量確保契約に対する経済的ペナルティおよび還付が発生した場合、月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額、還付額を合算して、交付または請求を行います。
- 容量確保契約の締結は電源単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の他の電源の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して精算します。



※経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はございません。

※年次の経済的ペナルティおよび還付額は算定結果確定後の請求交付額（月次）に反映します。（対象年度の翌年度に1回/年）

※経済的ペナルティおよび還付額の未払いが生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払いの債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算が行われます。（その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はございません。）

※廃棄等費用積立が開始した事業者につきましては、当該積立額も含まれます。

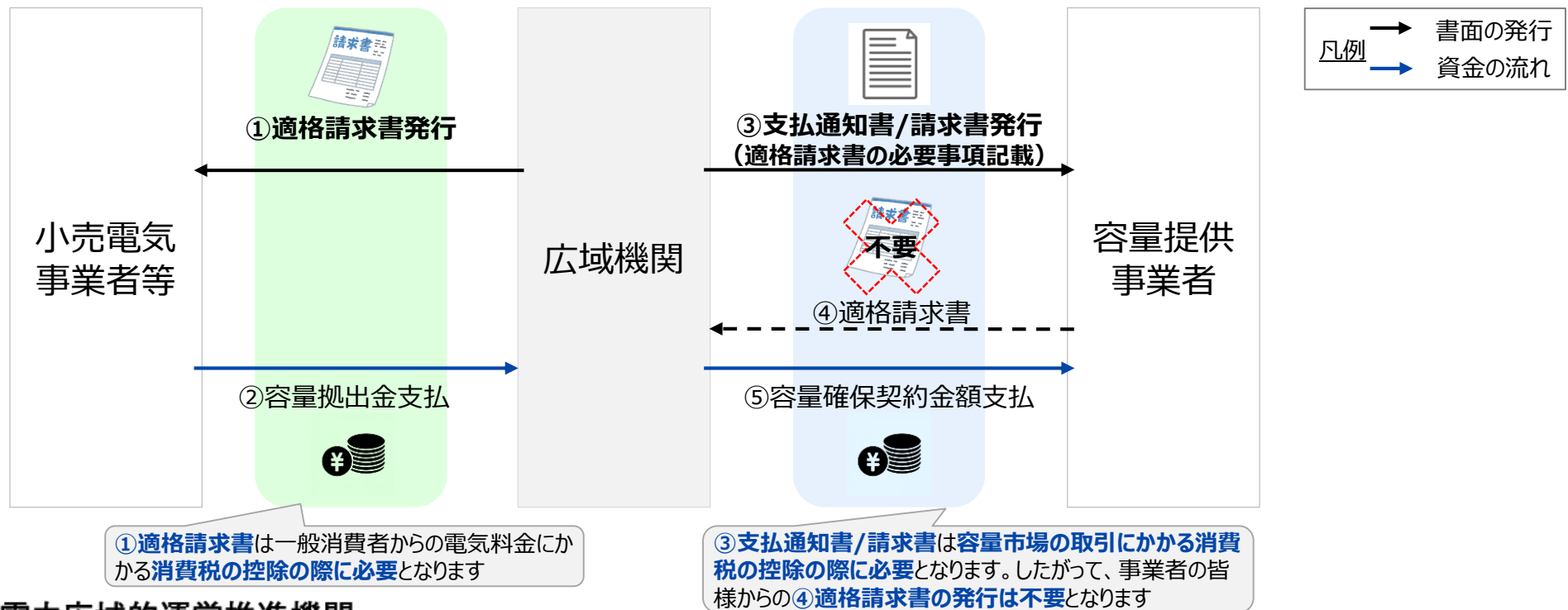
第5章 契約の履行

容量市場取引におけるインボイス制度の取扱い

85

- 容量市場においては課税取引が発生します。消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 広域機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ広域機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、広域機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報^{*1}を記載する運用を検討しております。

*1:必要な情報の1つである容量提供事業者の登録番号について、次頁に記載の通り事前に情報登録をお願いします。



第5章 契約の履行 インボイス制度への申請・登録のお願い

86

- インボイス制度における仕入税額控除にあたり、適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必要となりますので、事前の登録をお願いします
- インボイス制度の制度概要や適格請求書発行事業者への申請手続の詳細については以下、国税庁の特集ページをご参照ください。

申請・登録のスケジュール

2021年10月

現在

2023年10月1日

インボイス制度の
スケジュール

適格請求書等保存方式
(インボイス制度) 申請・登録期間

適格請求書等保存方式
(インボイス制度) の適用開始



概要サイト：
特集 インボイス制度 (nta.go.jp)



申請詳細サイト：
申請手続 | 国税庁 (nta.go.jp)

第6章 容量拠出金

- 容量拠出金の全体像
- 容量拠出金の算定概要
- 容量拠出金の請求額の算定方法
- 未回収分の追加請求および還元の取引概要
- 未回収分の追加請求の配分方法
- 還元総額の算定概要
- 還元総額の配分方法
- 請求・支払フロー
- その他の容量拠出金の関連情報

- 容量拠出金とは、容量オークションによる供給力を確保するために本機関の定款に基づき、本機関の会員である小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に拠出いただくものです。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する発電事業者等に対して本機関が容量確保契約金額を支払います。
- 本オークションの容量拠出金は本オークションの制度適用期間開始となる2027年度以降となります。

容量拠出金と容量確保契約金額の関係



- 小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者）は、メインオークションと同様に、容量拠出金を負担する必要があります。相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者等に容量拠出金をお支払いいただきます。
- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者からその費用を請求します※1
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます※1

※1 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ（平成30年7月）より抜粋

電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

第6章 容量拠出金 (参考) 既存の相対契約について

90

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者等に容量拠出金をお支払いいただきます。相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、実需給期間までに適切に見直される必要があると考えられます。
- 契約見直しを行う際の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針※をご参考にしてください。

※見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。
(広域機関ホームページ) 相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示
<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



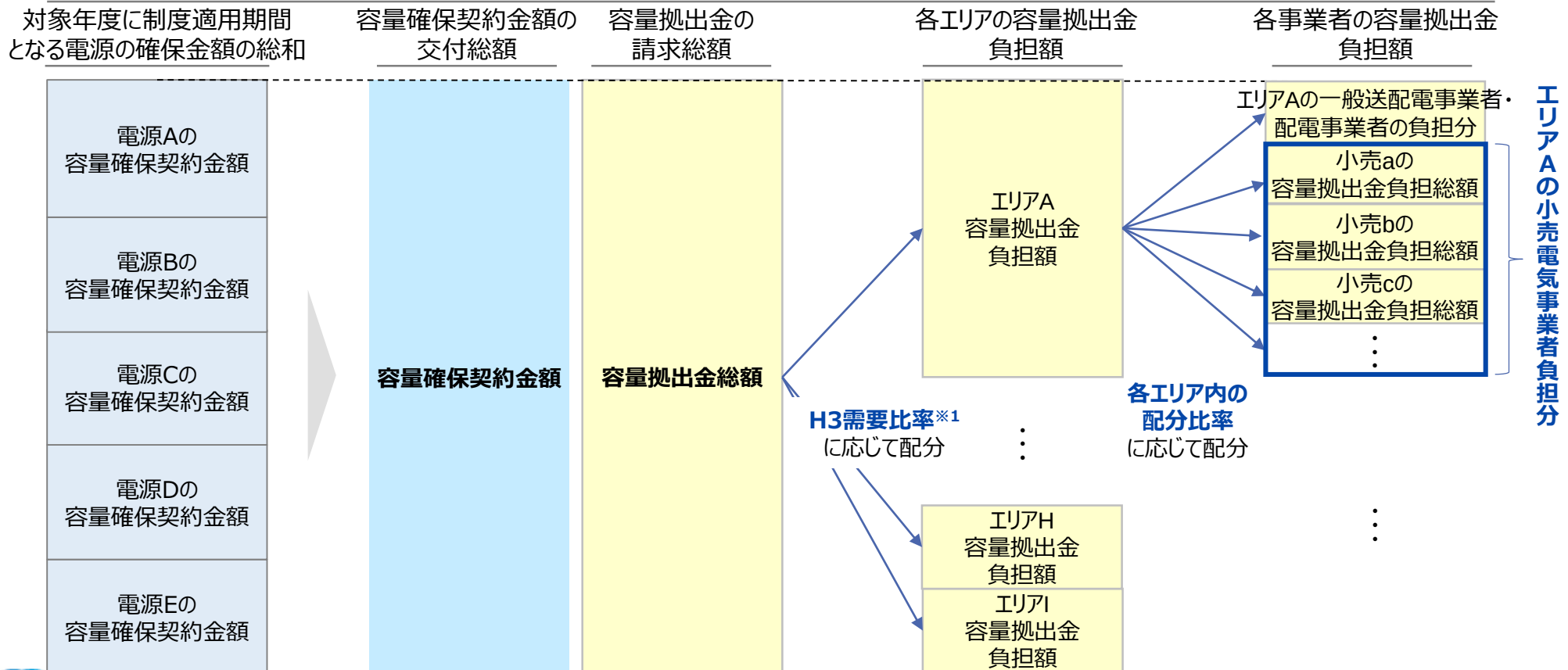
第6章 容量抛出台

容量抛出台の算定概要

91

- 各事業者の容量抛出台の負担額は、メインオークションと同様に容量確保契約金額を基に算出される容量抛出台金総額に対し、H3需要比率を利用してエリア毎の容量抛出台金負担額を算定し、その後当該負担額に対しエリア毎の事業者間の配分比率を利用して事業者毎に配分することで算定します。

小売電気事業者等への容量抛出台金の配分イメージ



第6章 容量抛出台金

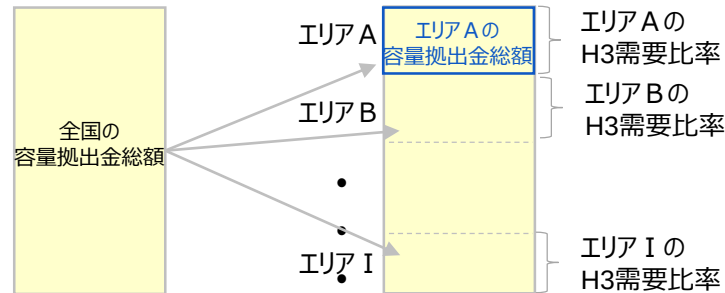
容量抛出台金の請求額の算定方法

92

- 長期脱炭素電源オークションの容量抛出台金は、以下①～④の手順により、各事業者の負担額を決定します。

① エリア別の容量抛出台金総額の算定

全国の容量抛出台金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。

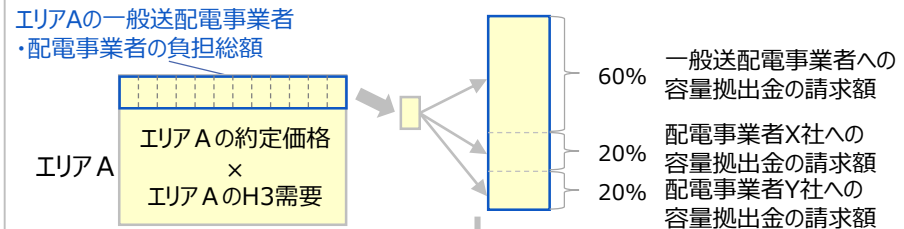


※1 当該実需給年度に本制度の適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定
※2 当該実需給年度の4年前に行われる当該実需給年度向けのメインオークションで用いるH3需要

② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

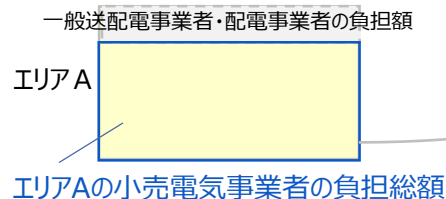
エリアに配分された容量抛出台金に、メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合※3を乗じることで、エリア毎の送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合



③ 小売電気事業者の負担総額の算定

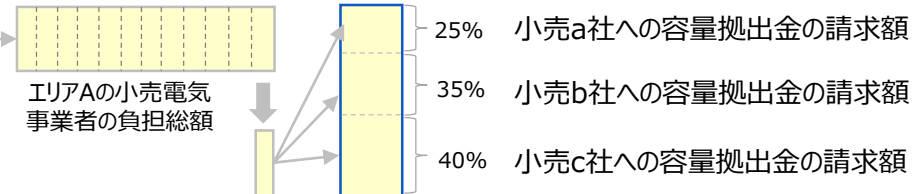
当該エリアの抛出台金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定します。



④ 各小売電気事業者への請求額の算定

- ✓ エリア毎の小売電気事業者の容量抛出台金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。
- ✓ 但し、配分比率は、前年度の年間（夏季/冬季）のピーク時の電力（kW）の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



第6章 容量拠出金 (試算例) ①エリア別の容量拠出金総額の算定

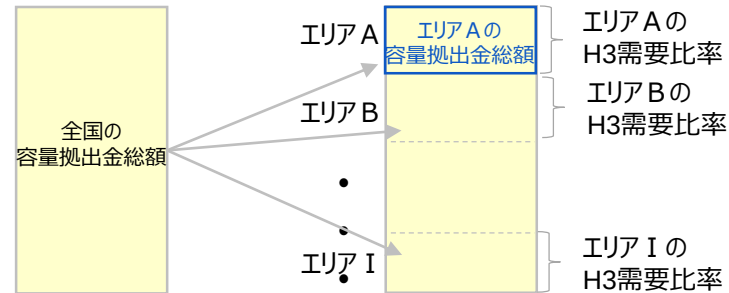
93

算定式

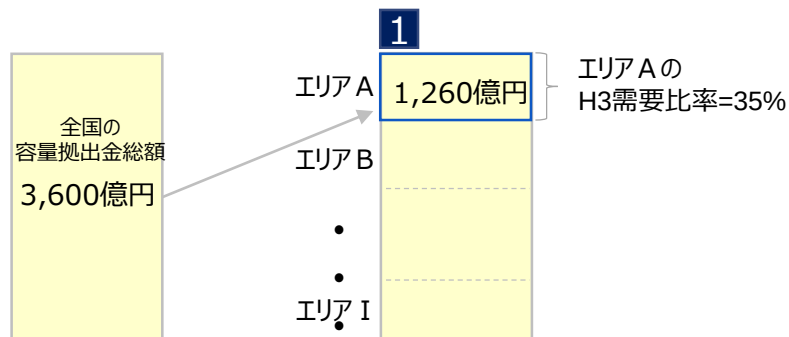
エリア別の容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金の総額※ × 当該エリアのH3需要比率※全国の容量拠出金の総額 = Σ (当該実需給年度に制度適用期間の対象となる電源の容量確保契約金額)

①エリア別の容量拠出金総額の算定

全国の容量拠出金の総額※¹をエリア別のH3需要※²比率に応じて、各エリアに配分します。

※¹ 当該実需給年度に本制度の適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定※² 当該実需給年度の4年前に行われる当該実需給年度向けのメインオークションで用いるH3需要

試算イメージ



1 エリアAの容量拠出金の総額
 $3,600\text{億円} \times 35\% = 1,260\text{億円}$

算定式

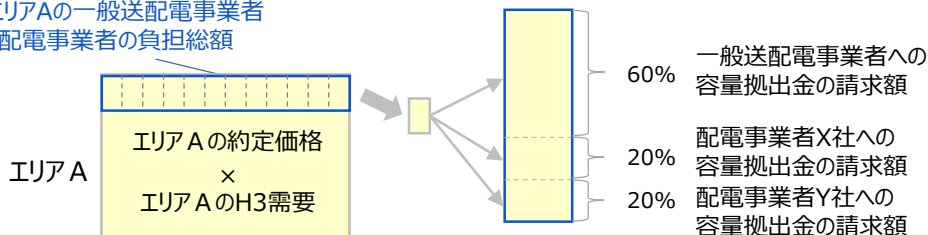
- ① エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
 $= \text{エリア別の容量拠出金総額} \times \text{メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合}^{\ast 1}$
- ② 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額
 $= (\text{①} \div 12) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率}^{\ast 2}$

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

エリアに配分された容量拠出金に、メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合^{※1}を乗じること、エリア毎の送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率^{※2}に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合

エリアAの一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額

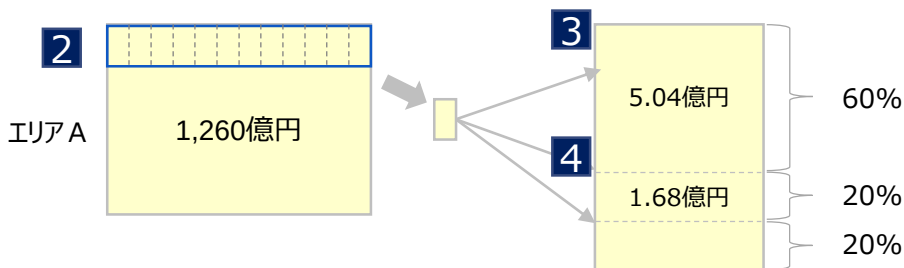


※1 メインオークションのエリアの送配電事業者の負担総額^{※3}÷メインオークションのエリアの負担総額^{※4}

※2 当該年度の4年前に行われる当該実需給年度年度向けのメインオークションで用いるH3需要に占める事業者毎の比率

※3 エリアのメインオークションの約定価格×メインオークションで用いるH3需要×8% (2025年度以降の負担比率)

試算イメージ



2 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
 $1,260\text{億円} \times 8\%^{\ast 1} = 100.8\text{億円}$

3 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
 $(100.8\text{億円} \div 12) \times 60\% = 5.04\text{億円}$

4 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
 $(100.8\text{億円} \div 12) \times 20\% = 1.68\text{億円}$

第6章 容量拠出金 (試算例) ③小売電気事業者の負担総額の算定

95

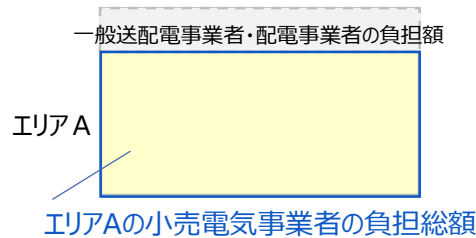
算定式

エリア別の小売電気事業者の負担総額

= エリア別の容量拠出金総額 - エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの拠出金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定します。



試算イメージ

一般送配電事業者・配電事業者の負担額

6

1,169億円

6

エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $1,260\text{億円} - 100.8\text{億円} = 1,159.2\text{億円}$

第6章 容量拋出金

(試算例) ④各小売電気事業者への請求額の算定

96

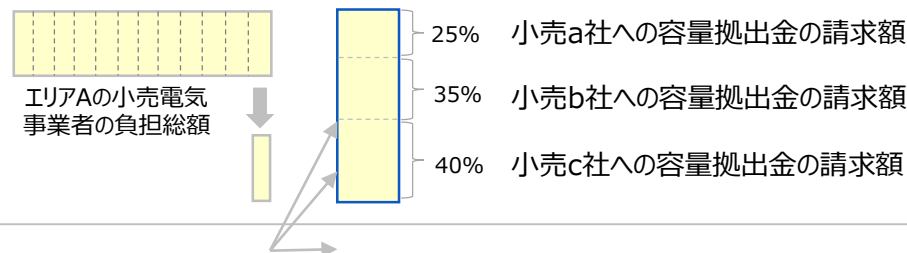
算定式

各小売電気事業者への毎月の請求額
$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{小売各社の毎月の配分比率}$$

④各小売電気事業者への請求額の算定

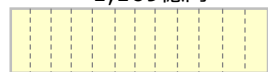
エリア毎の小売電気事業者の容量拋出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率（実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの）に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



試算イメージ

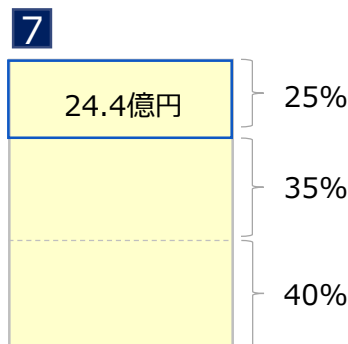
エリアAの小売電気事業者の負担総額
= 1,169億円



小売a社

小売b社

小売c社



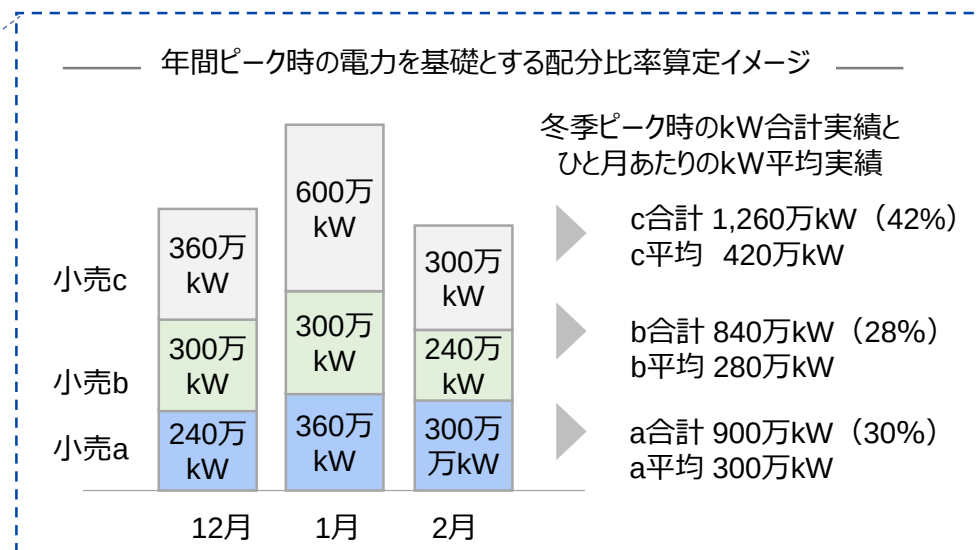
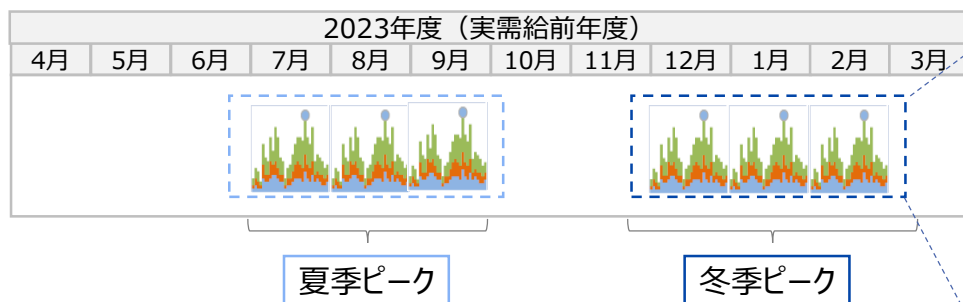
7 エリアAの小売a社へのある月の請求額
(1,169億円 $\div$ 12) $\times$ 25% $\div$ 24.4億円

第6章 容量拠出金

(参考) 各小売電気事業者への請求額の算定_配分比率計算方法1/2⁹⁷

- 各小売電気事業者の毎月の配分比率は、前年度の年間（夏季/冬季）のピーク時の電力（kW）を基礎とし、対象実需給年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味します。当該配分比率に基づき各小売電気事業者の毎月の請求額を本機関が決定します。
- 年間ピークとは「7～9月/12～2月の各月における最大需要発生時（1時間）※における電力使用量を合計したもの（kW）の当該期間における比率」を指し、それぞれ容量拠出金1～6回目（4月～9月分）/7～12回目（10月～3月分）の請求額算定の基礎となります。

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



第6章 容量拠出金

(参考) 各小売電気事業者への請求額の算定_配分比率計算方法2/2

98

- 「対象実需給年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、対象実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を各小売電気事業者への容量拠出金の請求額に反映することを指します。

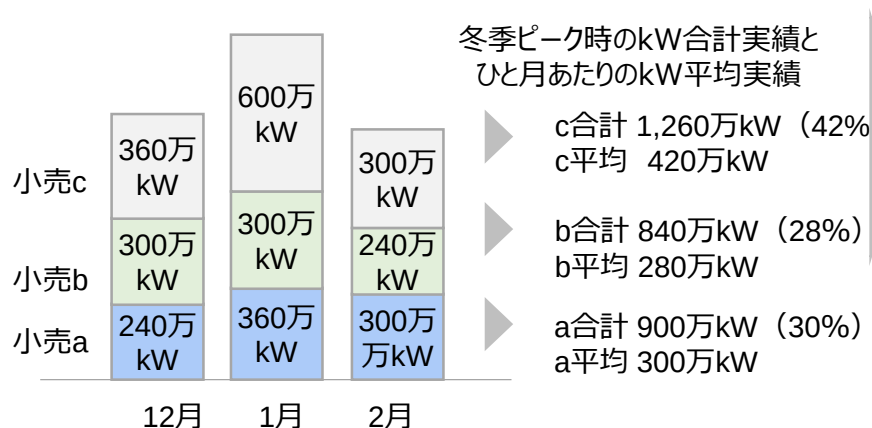
算定式

$$\text{シェア変動考慮後のkW (推定)} = \text{年間ピーク時のkW実績} \times \frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$$

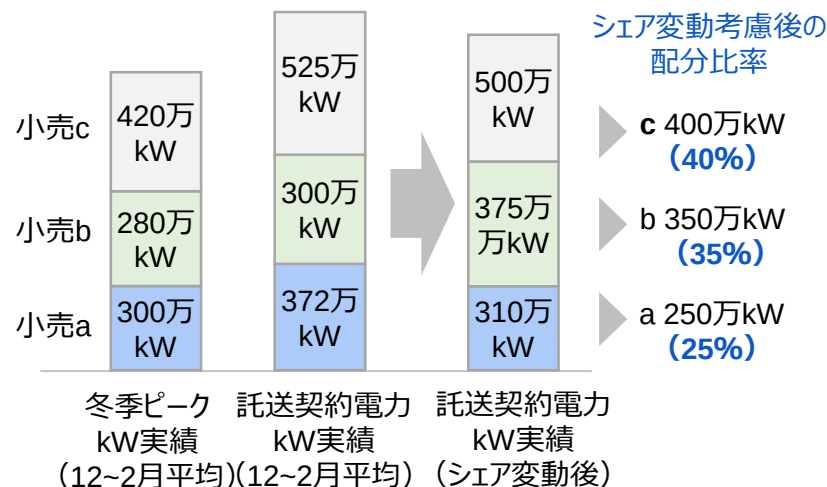
$$\text{シェア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方

年間ピーク時の電力を基礎とする配分比率算定イメージ



シェア変動の補正による配分比率算定イメージ



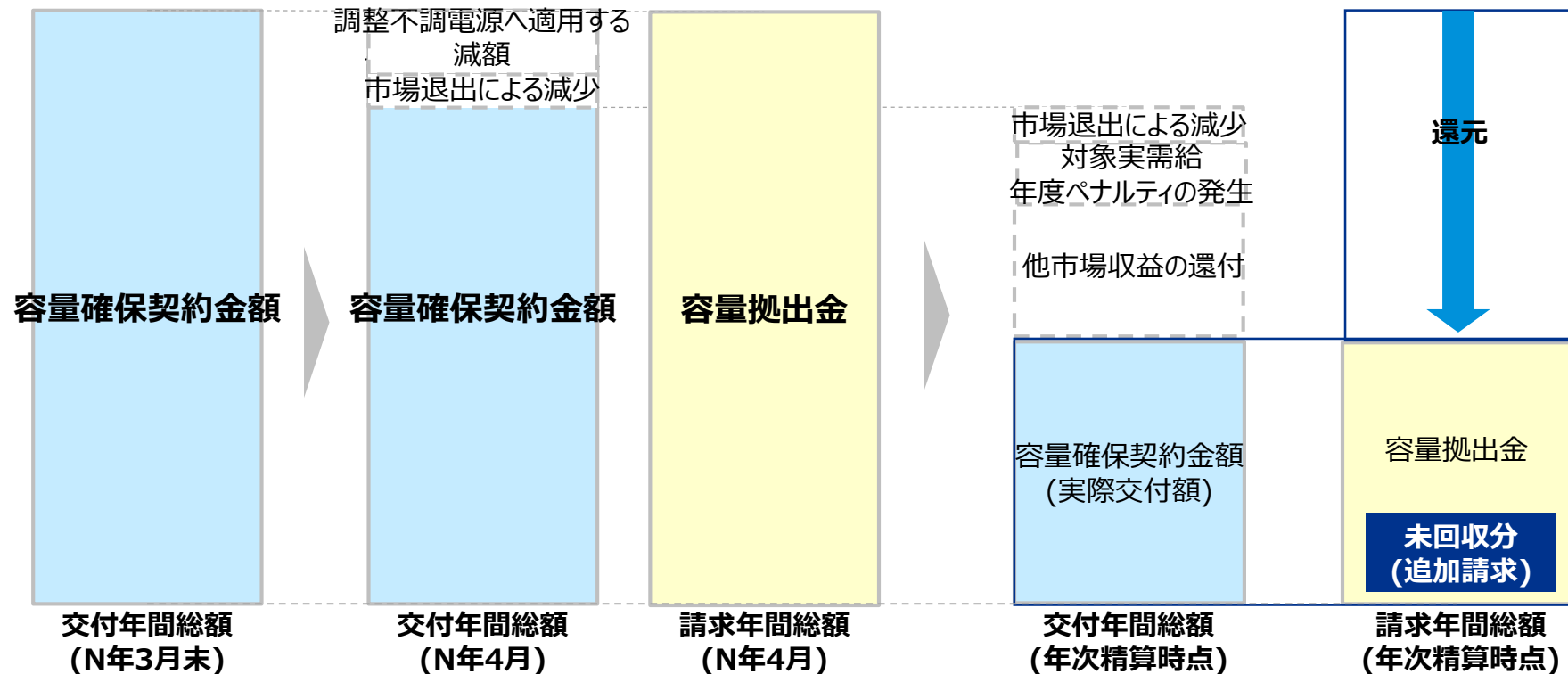
【(参考) シェア変動考慮後の配分比率の算定方法】

- 小売aのシェア変動考慮後のkW = $300\text{万kW} \times 310\text{万kW} \div 372\text{万kW} = 250\text{万kW}$
- 小売aのシェア変動考慮後の配分比率 = $250\text{万kW} \div (250\text{万kW} + 350\text{万kW} + 400\text{万kW}) = 0.25 \rightarrow 25\%$

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

第6章 容量拠出金 未回収分の追加請求および還元の取引概要

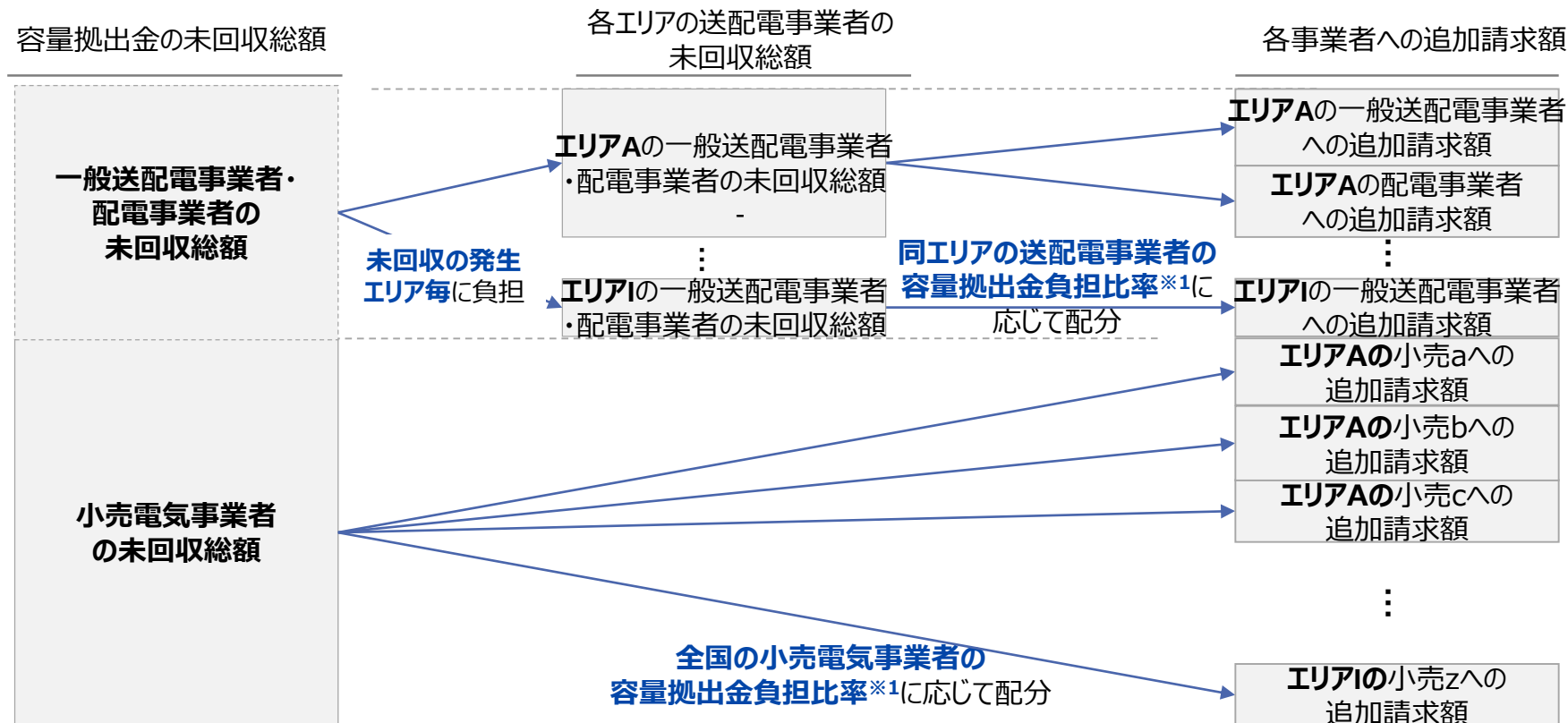
- 未回収分の追加請求は、容量拠出金の未回収分を他の事業者から回収する取引です。
- 還元は、容量確保契約金総額から調整不調電源へ適用する減額や経済的ペナルティ、他市場収益の還付を差し引いた容量提供事業者側の取引の総額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。
(経済的ペナルティや還付等で生じた差額を調整し、小売電気事業者等に配分するもの)



第6章 容量拠出金 未回収分の追加請求の配分方法

- 一般送配電事業者・配電事業者への追加請求額は、未回収が発生した同エリアの一般送配電事業者と配電事業者へ、当該実需給年度の容量拠出金負担比率をもとにして算定を行います。
- 各小売電気事業者への追加請求額は、全国の未回収総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることによって算定を行います。

小売電気事業者等に対する未回収の追加請求額の配分イメージ

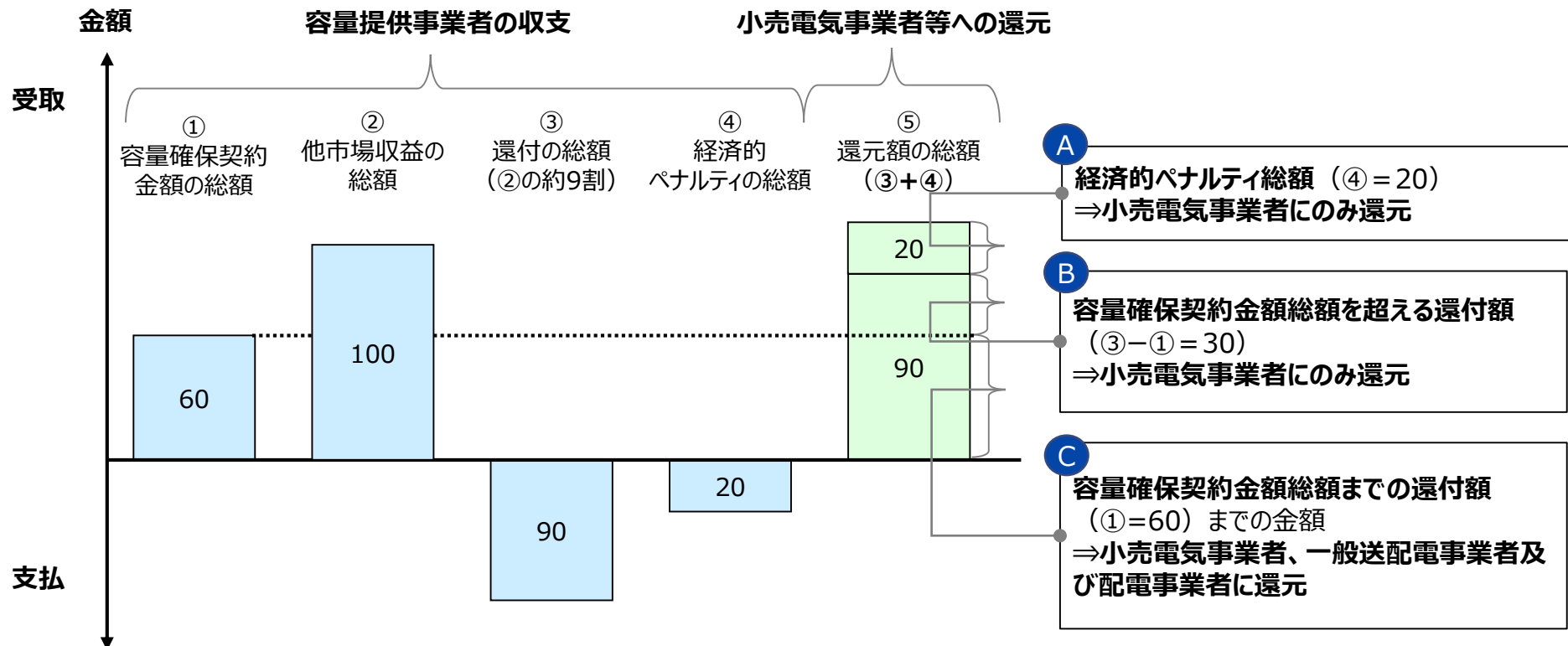


※1 容量拠出金の未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

- 「落札事業者からの還付額の支払」の総額のうち、「容量確保契約金額」の総額までは小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者に対して還元し、それを超える部分は小売電気事業者のみに還元します。
- また、容量提供事業者からの経済的ペナルティは、小売電気事業者のみに還元します。

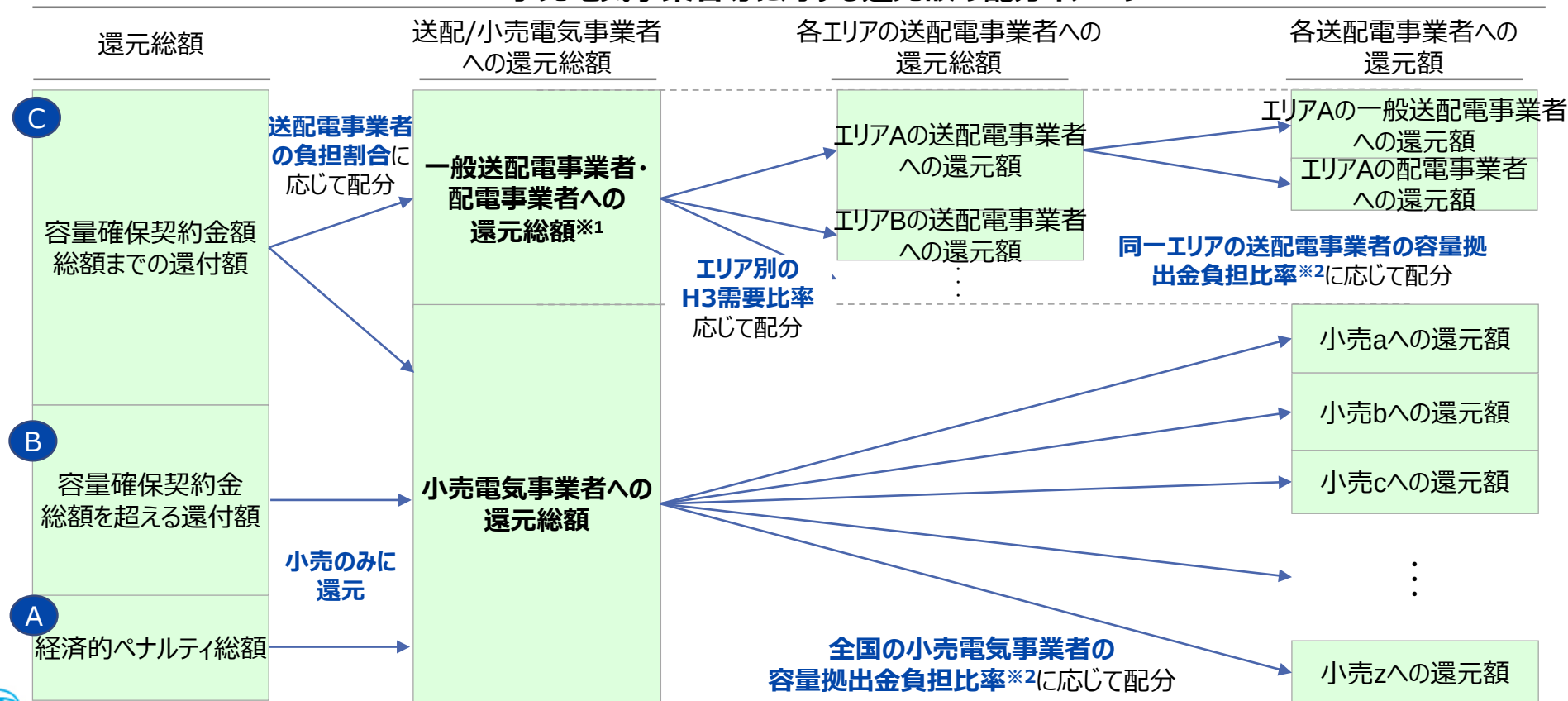
【小売電気事業者等への還元イメージ】

算定対象年度の容量確保契約金額の総額を60、他市場収益の総額を100、経済的ペナルティの総額を20とした場合



- 一般送配電事業者・配電事業者への還元額の算定は、未回収の追加請求先が同エリア内の事業者を対象とすることから、還元総額にエリア別のH3需要比率を乗じた上で、容量拠出金負担比率をもとに行います。
- 各小売電気事業者に対する還元額は、還元総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることで算定を行います。

小売電気事業者等に対する還元額の配分イメージ

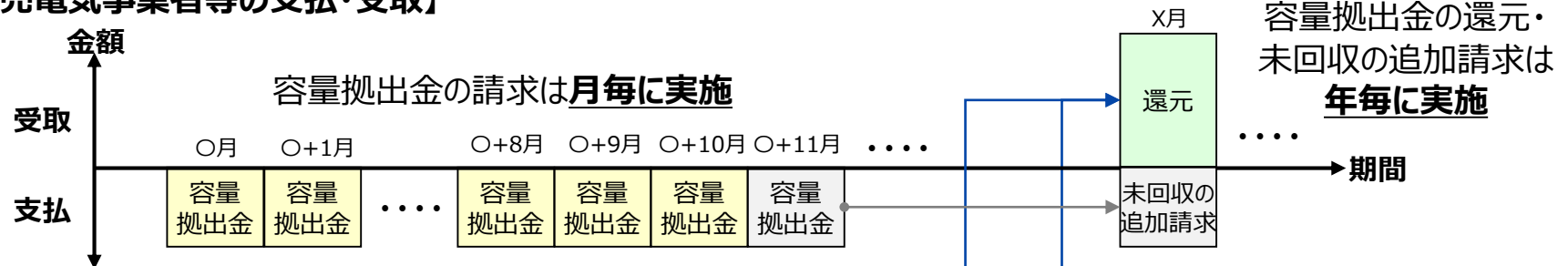


※1 送配電事業者の還元は未回収の追加請求に合わせてエリアへ配分後に各社へ配分する
 ※2 容量拠出金の未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

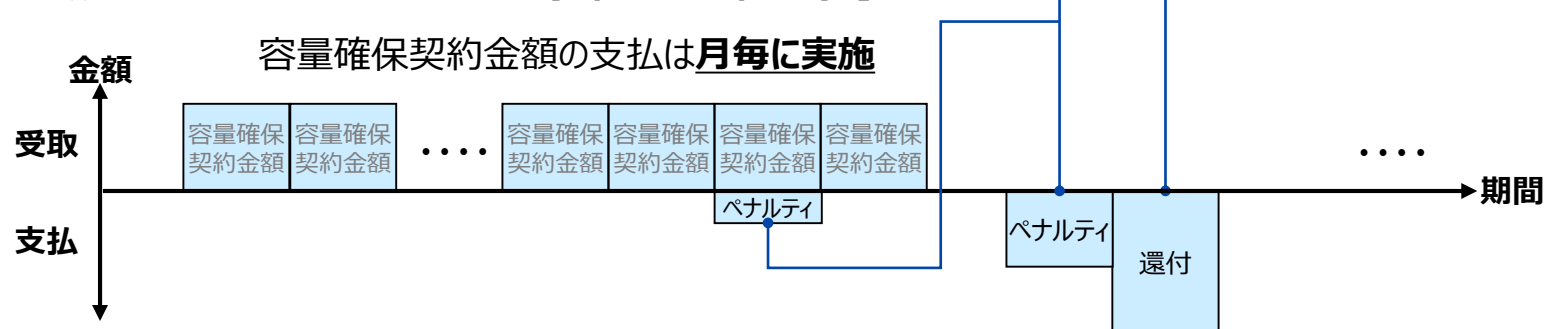
- 容量拠出金の支払いはメインオークションと同様に月毎に行っていただく予定です※1。
- 4月（N月）を対象月とする容量拠出金は、メインオークションの容量拠出金と合わせて7月（N+3月）に請求させていただきます。
- 容量確保契約金額に対して経済的ペナルティや還付、および未回収が生じた場合には、一定の時期に精算を実施し、当該年度の容量確保契約金と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させます。

N年度の容量拠出金の支払・還元のタイミングイメージ

【小売電気事業者等の支払・受取】

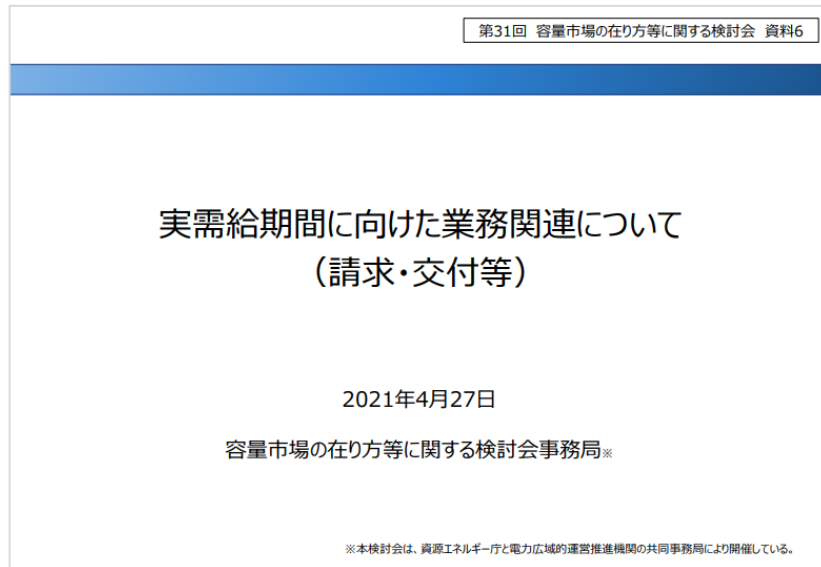


【長期脱炭素電源オークションの落札事業者の受取・支払】



- 参考情報として容量市場のメインオークションにおける容量抛し金の取扱いを第31回容量市場の在り方等に関する検討会や容量抛し金説明会にて整理しておりますので、適宜ご参照ください。

【参考】第31回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料6



出典：[youryou_kentoukai_31_06.pdf](https://youryou.kentoukai_31_06.pdf) (occto.or.jp)

【参考】容量抛し金説明会

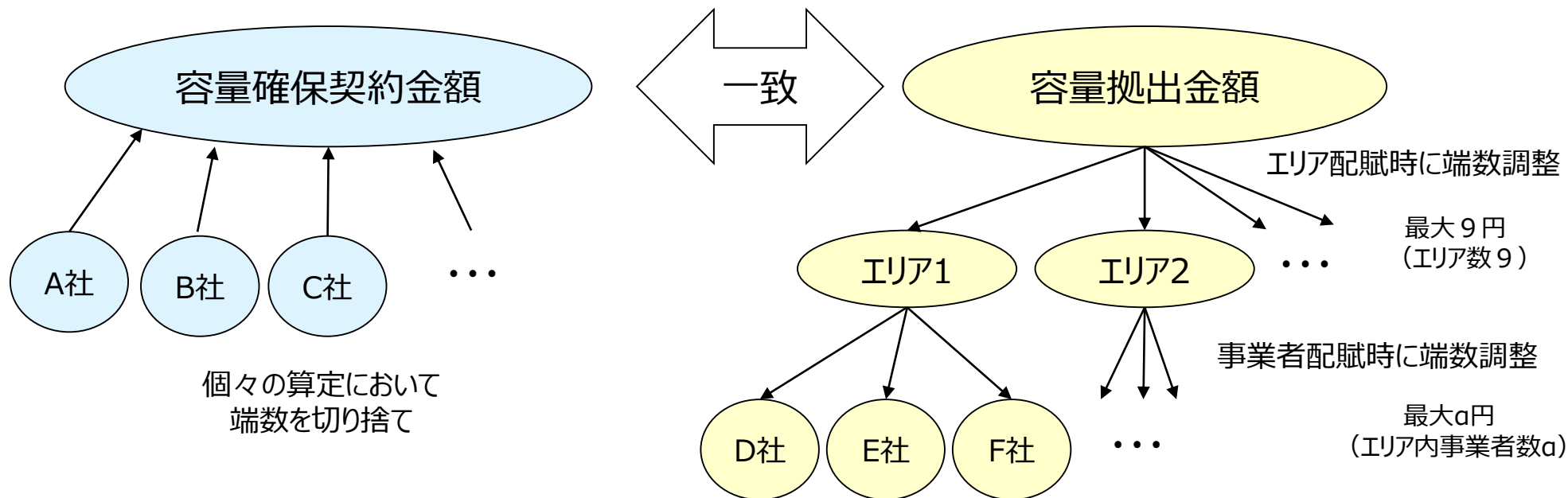


出典：230626_youryou_kyoshutsukin_setsumeikai.pdf (occto.or.jp)

第6章 容量拠出金 (参考) 容量拠出金の端数調整

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- 容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整を行います。
- 容量拠出金の算定過程で整数化を行う場合、端数の切り捨てを用いた場合、端数調整において特定の事業者に負担が偏る可能性があるため、容量拠出金の算定過程の整数化においては、端数の四捨五入により端数調整を行います。また、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整※します。

※最大値には、プラスとマイナスの両方の調整が行われます



第6章 容量拠出金

(参考) 対象実需給年度中に新規参入した小売電気事業者の配分比率¹⁰⁶

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、前年度の夏冬のピーク時のシェアと、前年度と当年度の契約電力の比率を用いて算定が行われます。
 - 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力の案分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。
- ※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行います

算定式

当該月のエリアシェアkW = 前年度の年間ピーク時のkW ×

実需給期間の当該月の託送契約電力kW

前年度の年間ピーク時の託送契約電力kW

実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェアkW =

当該月の託送契約電力に占める新規参入事業者の比率 × エリア内の新規参入以外の事業者のエリアシェア合計kW

当該月の託送契約電力に占める新規参入以外の事業者の比率

×

新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW

新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力合計kW

<計算例>

事業者名	区分	前年度 年間ピーク時 kW	前年度 年間ピーク時 託送契約電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW
A	-	2,500	2,000	2,200	2,750
B	-	2,000	1,500	1,650	2,200
C	撤退	1,500	1,000	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	エリア比率 50	①
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	3.75% 100	② 64
合計		6,000	4,500	4,000	X=193 ③ 129
					④ 5,143

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWの
エリア比率3.75%を維持するエリアシェアkWを算定

① $X = (2,750 + 2,200 + X) \times 3.75 \%$
 $X = 192.85 \div 193$

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWで按分

② $193 \times 50 \div 150 \div 64 \%$
③ $193 \times 100 \div 150 \div 129 \%$

※小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整

④ $2,750 + 2,200 + 193 = 5,143$

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

第6章 容量拋出金

(参考) 配電事業者の負担額計算方法

- 国の審議会にて配電事業者も容量拋出金を負担することが方針として定められております。
- 配電事業者は、従来の一般送配電事業者のエリアの一部において、電圧・周波数の維持義務を課されます。
- そのため、配電事業者の容量拋出金の負担は、一般送配電事業者の負担としていた部分の内数として、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに算定が行われます。

算定手順

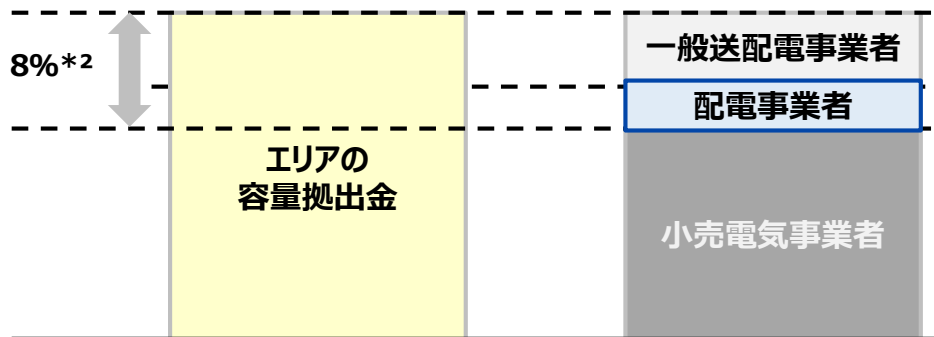
- ① エリア別の容量拋出金総額の算定 = 全国の容量拋出金総額 × 当該エリアのH3需要*1比率
- ② エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要*1 × 8% *2
- ③ **当該エリアの配電事業者の負担総額**
= エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 × 配電事業者が配電を行う地域のH3需要*3
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要*3) ÷ エリア全体のH3需要*3

*1) メインオークション開催前に公表される最新の供給計画の第5年度の計画

*2) 送配電負担については2025年度以降は8%

*3) 配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

【費用負担のイメージ※】



※イメージ図のため、実際の算定方法とは異なります

第7章 その他

- お知らせ
- 各種資料等参照先
- お問い合わせ先

- かいせつ容量市場スペシャルサイト : <https://www.occto.or.jp/capacity-market/index.html>
- 容量市場に関するお知らせ等 : <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>
- 容量市場の在り方等に関する検討会 : <https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
 - ✓ [第45回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年3月）](#)
 - ✓ [第46回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年4月）](#)
 - ✓ [第47回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年5月）](#)
 - ✓ [第48回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年6月）](#)
- 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会制度検討作業部会 :
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html
 - ✓ [第60回 制度検討作業部会（2021年12月）](#)
 - ✓ [第61回 制度検討作業部会（2022年1月）](#)
 - ✓ [第62回 制度検討作業部会（2022年2月）](#)
 - ✓ [第65回 制度検討作業部会（2022年5月）](#)
 - ✓ [第67回 制度検討作業部会（2022年6月）](#)
 - ✓ [第68回 制度検討作業部会（2022年7月）](#)
 - ✓ [第70回 制度検討作業部会（2022年10月）](#)
 - ✓ [第八次中間とりまとめ（2022年10月）](#)
 - ✓ [第71回 制度検討作業部会（2022年10月）](#)
 - ✓ [第72回 制度検討作業部会（2022年11月）](#)
 - ✓ [第73回 制度検討作業部会（2022年12月）](#)
 - ✓ [第77回 制度検討作業部会（2023年4月）](#)
 - ✓ [第81回 制度検討作業部会（2023年6月）](#)
 - ✓ [第十一次中間とりまとめ（2023年6月）](#)
- 長期脱炭素電源オークションガイドライン :
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/081_s02_00.pdf

■ ご不明な点がございましたら下記窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ内容	窓口	メールアドレス (@は半角に変更して下さい)
参加登録に関するお問い合わせ	電力広域的運営推進機関 容量市場長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	youryou_toroku_long@ occto.or.jp
その他のお問い合わせ		youryou_inquiry_long@ occto.or.jp
脱炭素化ロードマップに関するお問い合わせ	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-chouki-auction@ meti.go.jp
応札価格の監視に関するお問い合わせ	電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-ms-decarbonization@ meti.go.jp
他市場収益の監視に関するお問い合わせ		bzl-mp-decarbonization@ meti.go.jp